

第2次東串良町地域福祉計画



令和7年3月

東串良町

ごあいさつ

少子高齢化社会の進展、核家族化や一人暮らしの増加などの世帯構成の変化、地域の人々とのつながりの希薄化、更に老老介護、ヤングケアラー、生活困窮やひきこもりなど地域における生活・福祉課題はますます多様化・複雑化しています。

このような状況の中、これまでの公的な福祉サービスだけではなく、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもとより、地域の構成員である町民や関係団体・事業者など、多様な人たちが連携して支えあうことが一層求められています。

このたび、新たな計画となる「第2次東串良町地域福祉計画」は、「鹿児島県地域福祉支援計画」と整合性を図るとともに、これまでの地域福祉計画に「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止計画」及び重層的支援体制整備事業を包含することにより、これまで進めてきた地域における福祉意識の醸成など地域福祉の基盤づくりを継続し、福祉に関わる人の裾野を広げるなど、「健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり」の実現に向けた取組を推進してまいります。

結びに、今後とも地域福祉の推進に皆様のご理解とご協力を賜りますとともに、この計画策定にあたり参画いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、関係者ならびに関係機関の皆様、そしてアンケート調査やパブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

東串良町長 **宮原 順**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨など	3
(1) 計画策定の背景と趣旨	3
(2) 地域福祉計画に求められるもの	4
2 計画の基本的な考え方	5
(1) 計画の位置付け及び他計画との関係	5
(2) 計画の期間	6
3 計画の推進体制	7
(1) 計画の策定体制	7
(2) 町民参加の体制	7
(3) 計画の進行管理	7
4 近年における社会福祉法の改正・施行状況	8
第2章 東串良町の現状	11
1 統計データからみる本町の現状	11
(1) 人口	11
(2) 高齢者	12
(3) 障害者手帳所持者	14
(4) 子ども・子育て家庭	15
(5) その他支援が必要な人	16
2 アンケート調査からみる本町の現状	17
(1) 調査の概要	17
(2) 本項を読むにあたっての注意点	17
(3) 地域生活、福祉に関する意識や行動	18
(4) 生活課題や福祉	21
(5) 地域福祉にかかわる機関や制度	22
(6) 東串良町における今後の福祉のあり方	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の基本的方向性	27
(1) 安心して暮らせる社会づくり	27
(2) 福祉を支える担い手づくり	27
(3) 地域福祉推進の体制づくり	27
3 体系図	28
第4章 施策の展開	31
1 安心して暮らせる社会づくり	31
(1) 高齢者・障がい者・子育てなどに対する支援	31
(2) 生活困窮者への支援	32
(3) 権利擁護の推進	32
(4) 福祉サービスの質の向上	33
(5) 福祉のまちづくりの推進	34
(6) 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の推進	35

(7) その他	35
2 福祉を支える担い手づくり	37
(1) 地域住民などの福祉活動への参加促進	37
(2) 福祉人材の確保・育成の推進	39
3 地域福祉推進の体制づくり	40
(1) 包括的な支援体制の構築	40
(2) 社会福祉協議会などとの連携	42
第5章 自殺対策計画	45
1 計画策定の趣旨	45
2 計画の性格と位置づけ	46
(1) 計画の位置づけ	46
3 計画の数値目標	47
4 自殺対策の基本認識	47
5 自殺対策の基本方針	48
(1) 生きることの包括的な支援として推進	48
(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	48
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	48
(4) 実践と啓発を両輪として推進	50
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	50
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	50
6 統計データからみる東串良町の現状	51
(1) 東串良町の自殺者数の推移	51
(2) 地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロファイル）	54
(3) 東串良町における自殺対策の課題	56
(4) 東串良町自殺対策の基本理念・基本方針	59
(5) 施策体系	61
(6) 東串良町自殺対策における具体的取組	62
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	81
1 策定の背景	81
2 計画の位置付け	81
3 計画の期間	81
4 成年後見制度について	82
5 本町の現状について	83
(1) 制度に関する相談及び支援件数	83
(2) 制度利用者数	83
(3) 成年後見制度利用開始に係る審判申立件数	83
(4) 報酬助成件数	84
(5) 日常生活自立支援事業	84
6 ニーズ調査の取組について	85
(1) 町民アンケートの結果について	85
7 施策の展開	85
基本施策1 地域で支える体制づくり	86

(1) 地域連携ネットワークの構築	86
(2) 中核機関（成年後見支援センター）の整備	86
基本施策2 安心して暮らせる地域づくり	87
(1) 見守り体制の整備	87
(2) 成年後見制度の啓発と周知	87
(3) 予防的活用の促進	87
(4) 成年後見制度利用支援事業の充実	88
(5) 成年後見人等担い手の確保と支援	88
8 計画の推進	88
第7章 身寄りがない方への支援	91
1 「身寄り問題」とは	91
2 本町の現状について	91
3 課題	91
4 施策の展開	91
第8章 再犯防止推進計画	95
1 策定の背景	95
2 計画の位置づけ	95
3 計画の期間	95
4 犯罪情勢について	96
5 課題	98
6 計画の基本方針	98
(1) 基本方針	98
(2) 重点項目	98
7 施策の展開	98
(1) 広報・啓発活動の推進	98
(2) 就労・住居の確保	99
(3) 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供	99
8 計画の推進体制	100
(1) 関係機関・団体との連携強化	100
(2) 庁内関係部署との連携	100
資料編	103
1 東串良町地域福祉計画策定委員会設置要綱	103
2 東串良町地域福祉計画策定委員名簿	105
3 用語解説	106

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨など

(1) 計画策定の背景と趣旨

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、地域福祉は大きな変化を迎えています。特に新型コロナウイルスの影響により、社会活動や経済活動が自粛されることで、住民同士のつながりが一層希薄化し、コミュニティの絆が弱まっています。このような状況では、ひきこもりや8050問題といった複雑な課題も増加しており、地域における福祉の重要性がますます高まっています。

これを受けて、本町は町民が安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指し、様々な地域生活課題の解決に向けた取り組みを進めるための、「第1次東串良町地域福祉計画」を令和2年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

この計画では、福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図りながら、地域住民が主体となった活動を支援することで、地域の活性化を促進することを目的としています。

具体的には、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、行政などが相互に協力し合い、「自助」「互助」「共助」「公助」といった多様な支援の形を重層的に組み合わせ、地域の活性化を推進します。

これにより、全ての町民が対象となる包括的な福祉の取り組みを実現し、地域全体で支え合う仕組みを構築します。

また、地域のつながりが薄くなることで、孤立や孤独死といった深刻な問題が生じることもあります。このため、地域社会全体で協力し合い、支え合う仕組みを作り上げていくことが不可欠です。

多角的なアプローチを通じて、生活困窮者やヤングケアラー、ひきこもりなどの課題にもしっかりと対応することで、全ての人が自分らしく活躍できる場を提供するなど、地域福祉の充実を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

このように、「第2次東串良町地域福祉計画」は対象者を限定することなく、全ての町民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当てて、高齢福祉分野、障害福祉分野、こども・子育て分野、その他の分野を横断的につなぎ、地域に係る全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定します。

(2) 地域福祉計画に求められるもの

地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法等と社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の考え方が社会福祉法に位置付けられました。その中で、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項などを記載した「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました。

東串良町地域福祉計画は、この改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉推進の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）が成立し、包括的な支援体制の整備に関する具体的事項を定めた「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域共生社会の実現に向けた、地域福祉の一層の推進が、求められています。

■社会福祉法（抄）■

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■地域福祉推進に関わる項目■

（地域福祉の推進）

第4条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■ 包括的な支援体制の整備に関わる項目 ■

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

■ 重層的支援体制整備事業に関わる項目 ■

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 計画の基本的な考え方

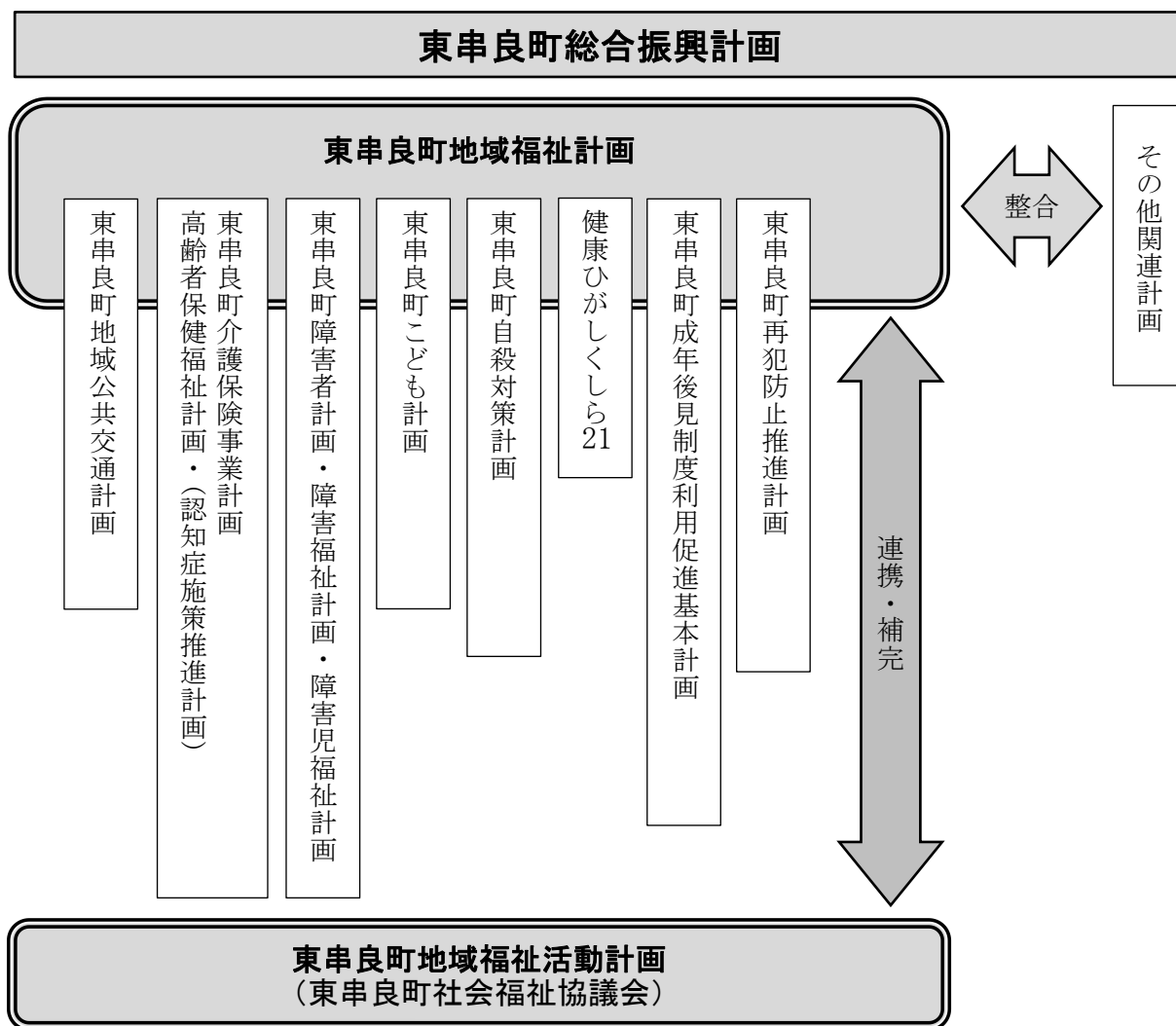
(1) 計画の位置付け及び他計画との関係

本計画は、東串良町総合振興計画を上位計画とし、その福祉に関する事項を具体化するものとして位置付けます。

また、下位計画である介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画、障害（障害児）福祉計画、こども計画などの分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割をもちます。分野別計画とは一定の整合性を図るために必要な調整を図りつつも、目標値の達成などの施策はそれぞれの計画において推進することとなり、共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉推進を図るための個別施策を計画化するものとして位置付けます。

したがって本計画は、地域の視点から、高齢者・障がい者・子どもなどの個別行政分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、総合振興計画と分野別計画の中間に位置づけられます。

図表：計画の位置付け



- ※県の関連計画：高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画、老人福祉計画）、障害者計画、保健医療計画、地域福祉支援計画、再犯防止推進計画 等
- ※国の関連計画：障害福祉計画、障害者基本計画、健康日本 21、健やか親子 21 等
成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画 等

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化及び町民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の推進体制

(1) 計画の策定体制

- ① 地域福祉計画策定委員会の開催
地域団体や民間福祉事業所等の代表者及び学識経験者等、町民代表からなる「地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。
- ② 行政内部での検討及び評価
本町の各部課において、第1次東串良町地域福祉計画における、取組及び施策の評価、第2次東串良町地域福祉計画素案の検討を実施しました。

(2) 町民参加の体制

- ① 町民アンケート調査の実施（町民 2,000 人を対象）
基礎データを得るためにアンケート調査を実施し、地域の福祉課題及び町民ニーズを把握しました。
- ② 福祉関係団体アンケート調査の実施（14 団体を対象）
地域福祉の推進に関わる福祉関係団体に対してアンケート調査を実施し、具体的な課題を把握しました。
- ③ パブリックコメントの実施（令和7年1月15日から令和7年2月5日まで）
町民の意見を把握し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

(3) 計画の進行管理

本計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、計画、実行、点検（評価）、見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



4 近年における社会福祉法の改正・施行状況

(1) 令和6年4月1日 社会福祉法 改正

■地域共生社会推進の観点から、市町村の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上などを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設。

(2) 令和6年4月1日 児童福祉法等の一部を改正する法律 改正

■第二種社会福祉事業のうち、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に「親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、里親支援センター 等」が追加。

■地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務の対象となっていた、「母子健康包括支援センター」が、「こども家庭センター」に名称が変更。

(3) 令和6年4月24日 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 改正

■単身高齢者世帯の増加を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備などの措置を講ずる内容に改正。

(4) 令和6年6月12日 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 改正

■ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世代を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設。

(5) 令和7年6月1日 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 施行

■自由刑のうち懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑に一本化。拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下となる。

第2章

東串良町の現状

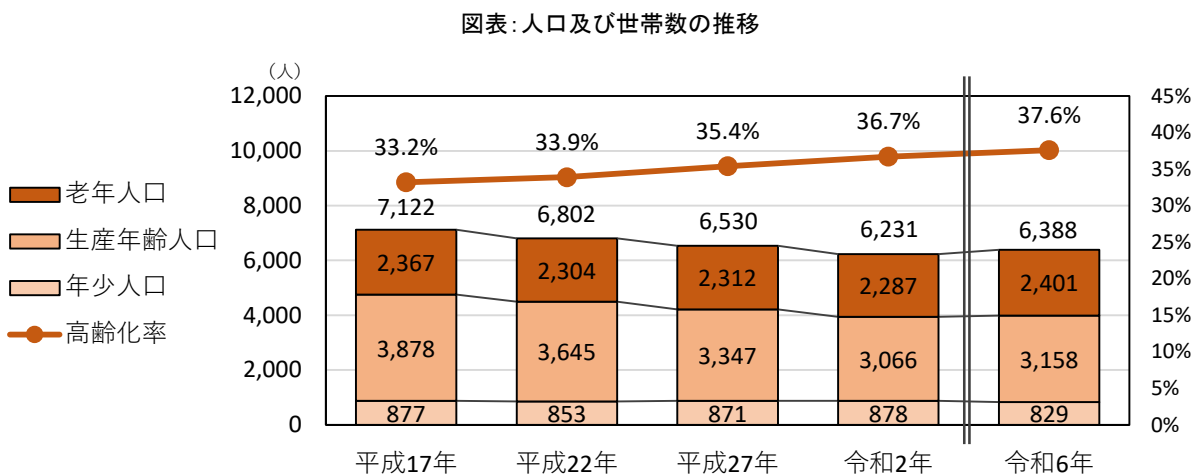
第2章 東串良町の現状

1 統計データからみる本町の現状

(1) 人口

① 人口などの推移

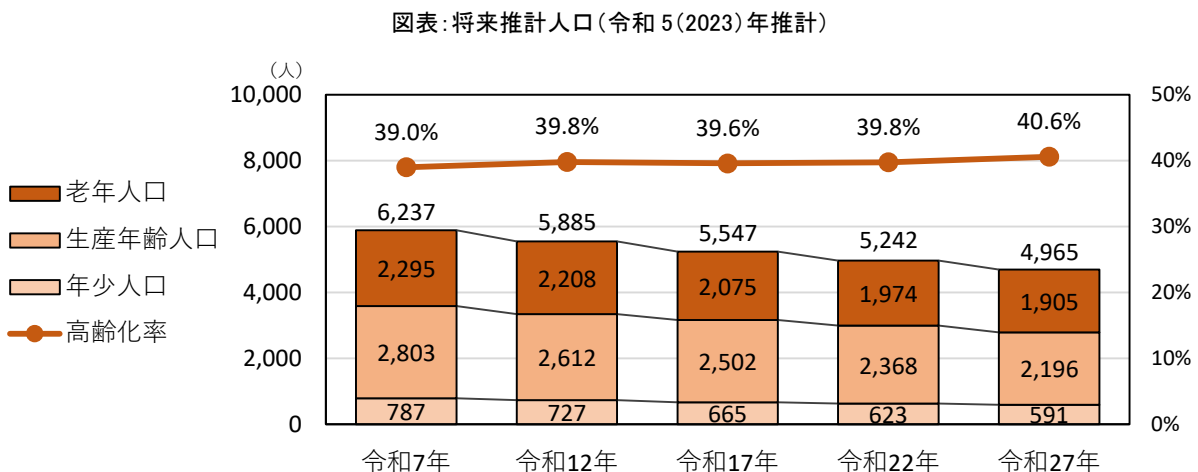
本町の総人口は年々減少傾向にあります。平成17年度と令和6年度を比較すると、年少人口は約5%、生産年齢人口は約19%それぞれ減少しているのに対し、老年人口はほぼ増減無しとなっており、高齢化率は年々上昇を続けています。



[出典]国勢調査(平成17～令和2年度)・住民基本台帳(令和6年度)

② 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の総人口は令和27年には5,000人を割り込むと予想されています。今後も人口減少に伴う少子高齢化は進行し、高齢化率も上昇を続けていくものと考えられています。

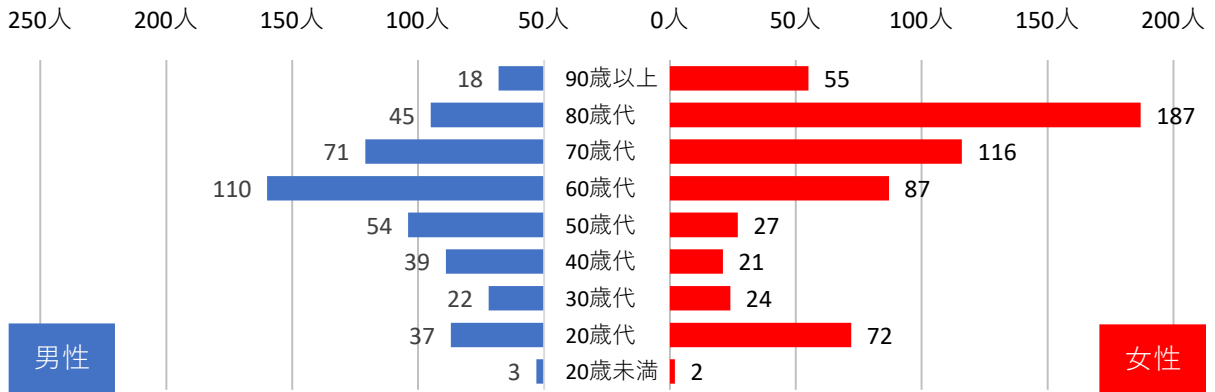


[出典]国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』

③ 年代別単身世帯数（令和2年度）

令和2年度の国勢調査結果によると、本町の単身世帯は990世帯であり、総世帯数に占める割合は約36%となっています。男女別にみると、男性では60歳代や70歳代が多く、女性では70歳代から80歳代で多くなっています。

図表：年代別・男女別単身世帯数（令和2年度）



[出典]国勢調査

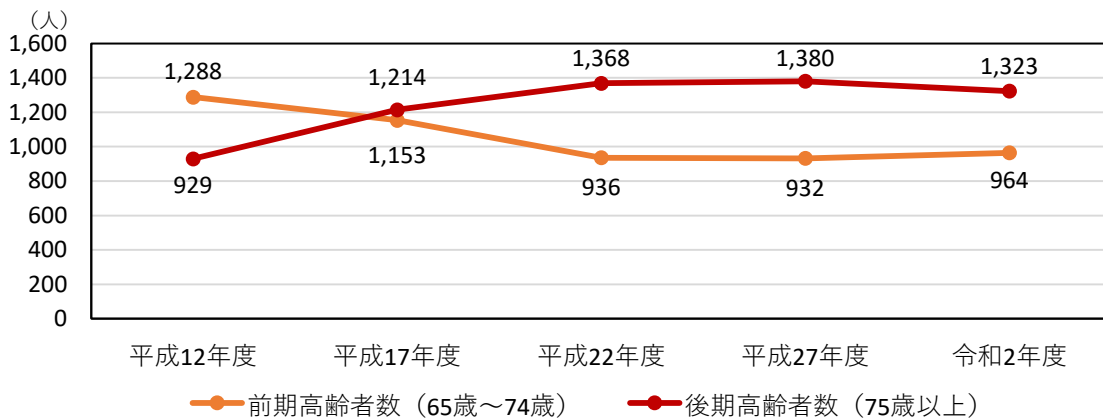
(2) 高齢者

① 高齢者人口（老年人口）の推移

総人口が減少する一方で高齢者人口（老年人口）は増加しており、高齢化率は年々上昇しています。

65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の数を比較すると、平成17年度に逆転して以降、前期高齢者よりも後期高齢者が多い状況が継続しています。

図表：高齢者人口（老年人口）の推移

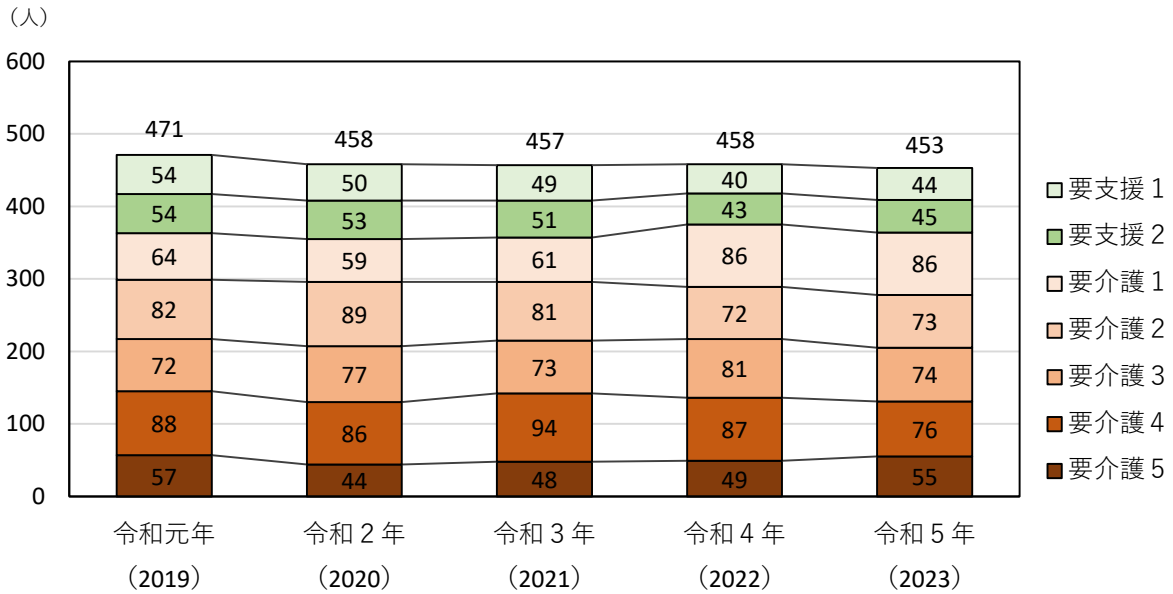


[出典]国勢調査（平成12～令和2年度）

② 要介護認定者数の推移

介護サービスの必要度を判断するための基準である要介護認定者についてみると、令和元年度以降は若干の減少傾向で推移しています。

図表: 要介護認定者数の推移



[出典] 庁内データ

③ 高齢者の社会参加

高齢者の主な社会参加の状況は下表の通りです。老人クラブ加入者数は減少傾向となっており、シルバー人材センターの会員数は微増となっています。

図表: 高齢者の社会参加状況

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
東串良町高齢者大学参加者数	84 名	74 名	67 名	60 名	58 名
老人クラブ団体数	15 団体	15 団体	15 団体	15 団体	15 団体
老人クラブ加入者数	671 名	623 名	627 名	608 名	608 名
ふれあいいいききサロン団体数	9 団体	11 団体	12 団体	12 団体	12 団体
シルバー人材センター会員数	151 名	130 名	130 名	155 名	162 名

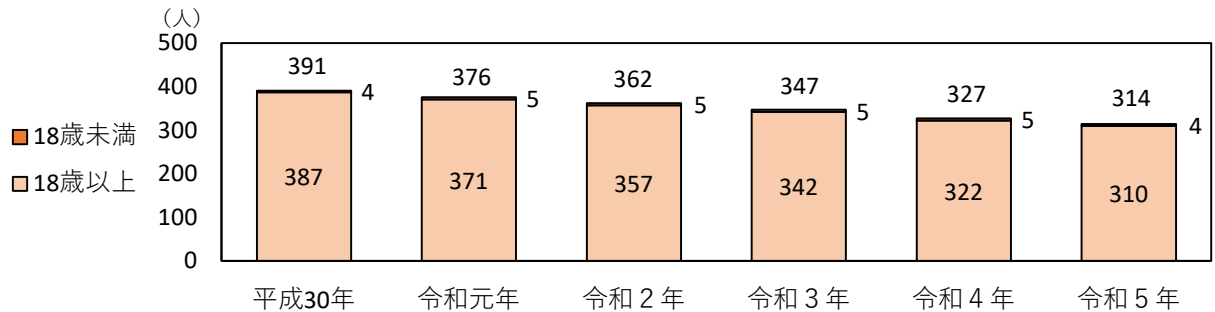
[出典] 庁内データ

(3) 障害者手帳所持者

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者は、18歳以上の手帳所持者が減少傾向となっています。

図表：身体障害者手帳所持者数の推移

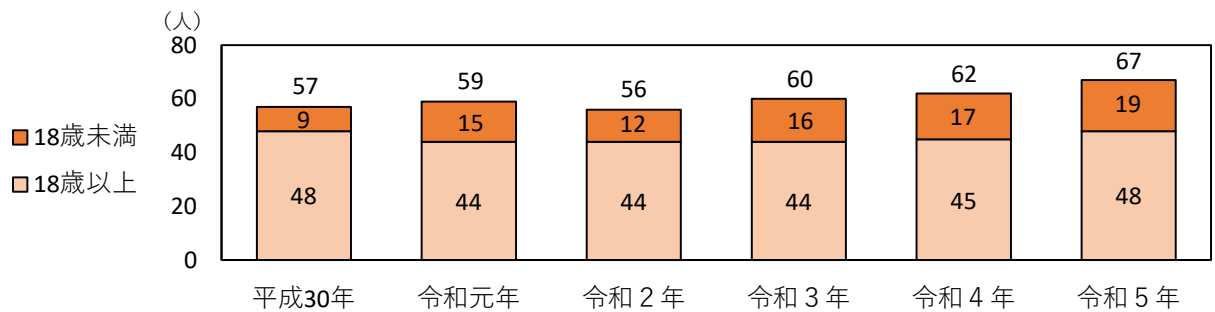


[出典]東串良町福祉課 総合福祉 WEL+

② 療育手帳

療育手帳所持者は増加傾向となっており、令和5年における18歳未満の手帳所持者は、平成30年と比較して約2倍に増加しています。

図表：療育手帳所持者数の推移

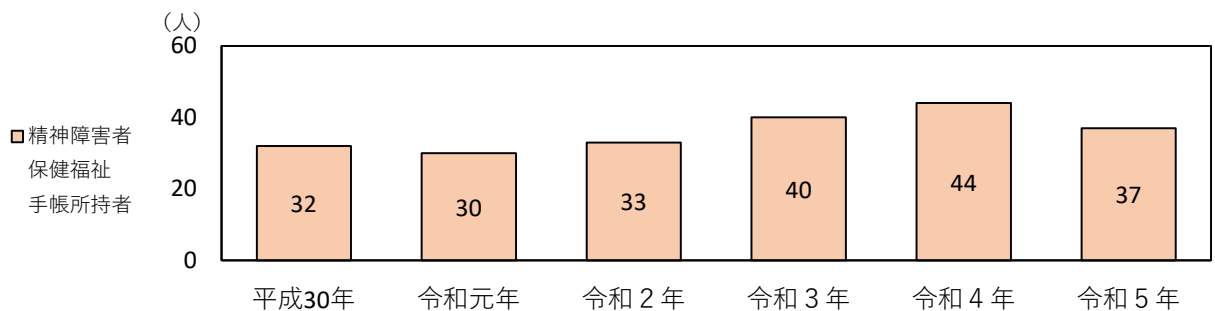


[出典]東串良町福祉課 総合福祉 WEL+

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年度以降横ばいで推移しています。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



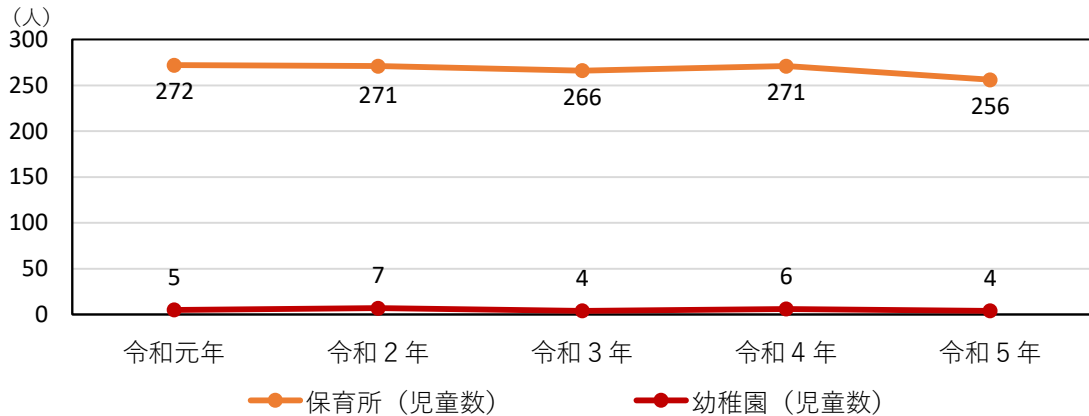
[出典]東串良町福祉課 総合福祉 WEL+

(4) 子ども・子育て家庭

① 保育所・幼稚園への入所・入園状況

保育所への入所状況をみると、令和元年度から令和4年までは児童数はほぼ横ばいで推移し、令和5年度は若干の減少となっています。幼稚園への入園状況はほぼ横ばいで推移しています。

図表：保育所及び幼稚園の入所・入園児童数の推移

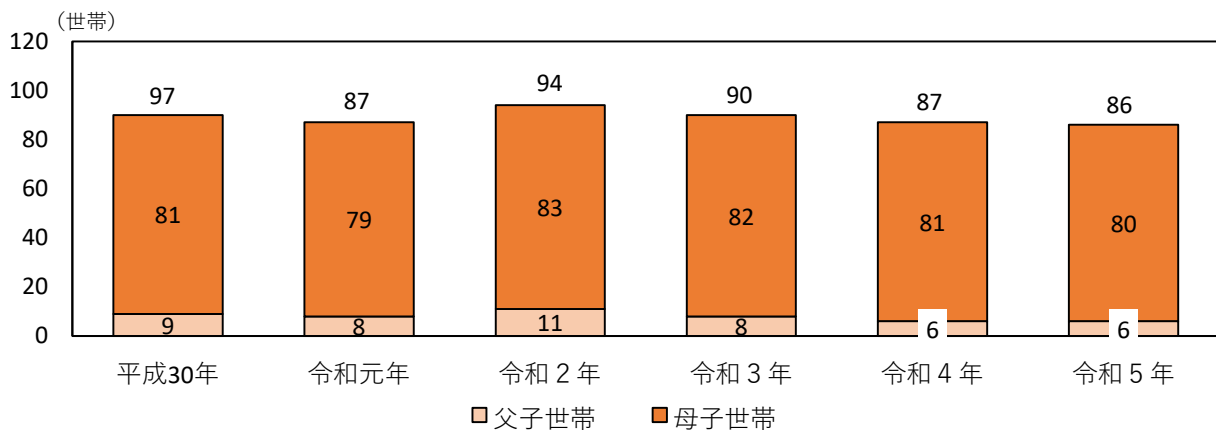


[出典]庁内データ

② ひとり親家庭の状況

母子世帯及び父子世帯数の状況をみると、令和5年度の母子世帯の割合は全体の9割以上を締めています。父子家庭はおおむね横ばい傾向となっています。

図表：ひとり親家庭数の推移

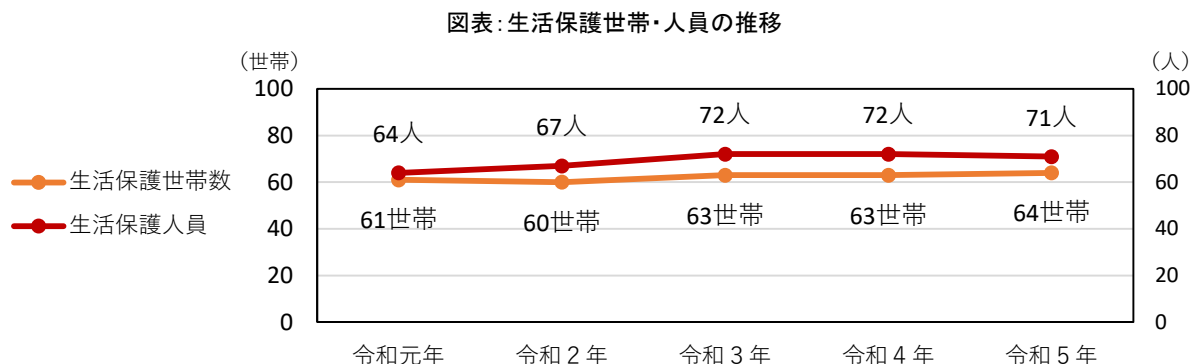


[出典]庁内データ

(5) その他支援が必要な人

① 生活保護世帯・人員の状況

生活保護世帯・人員は、年度によりばらつきはあるものの横ばいで推移しています。



[出典]庁内データ

② 虐待・DVなどの状況

各種虐待などの通報・届出・相談件数の推移をみると、令和3年度に高齢者虐待が1件、障がい者への虐待が1件発生しています。

また、ドメスティック・バイオレンス (DV) を原因とする相談・通報件数をみると、5年間では未発生となっています。

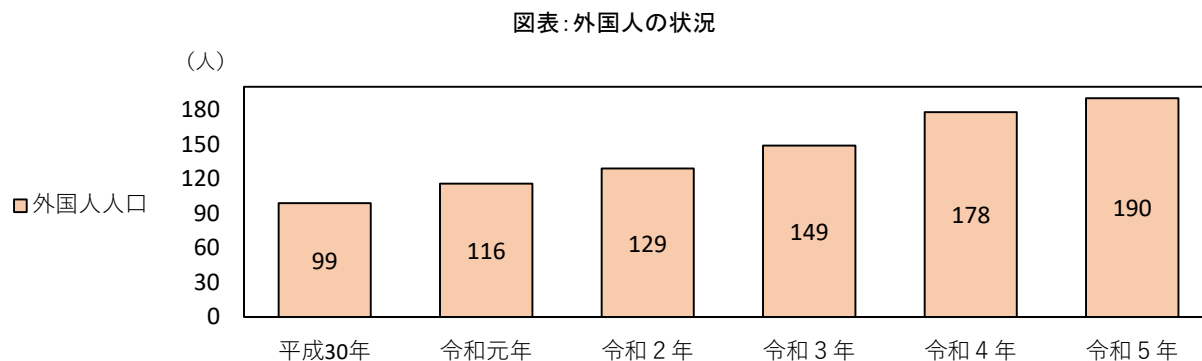
図表:虐待・DV・自殺などの状況

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者虐待相談・通報件数	0件	0件	1件	0件	0件
障がい者虐待相談・通報件数	0件	0件	1件	0件	0件
児童虐待相談・通報件数	2件	1件	0件	3件	3件
DV相談・通報件数	0件	0件	0件	0件	0件

[出典]庁内データ

③ 外国人の状況

外国人人口の推移をみると、平成30年度以降年々増加を続け、令和5年度には190人となっており、平成30年と比較して約2倍に増加しています。



[出典]庁内データ

2 アンケート調査からみる本町の現状

(1) 調査の概要

調査名称	地域福祉の推進に関する町民アンケート調査		
調査対象	東串良町内に居住する18歳以上の住民2,000人		
調査期間	令和6年7月～8月		
調査方法	郵送による配布及び回収、WEBによる回答		
回収状況	配布数	回収数	回収率
	2,000	537	26.9%

(2) 本項を読むにあたっての注意点

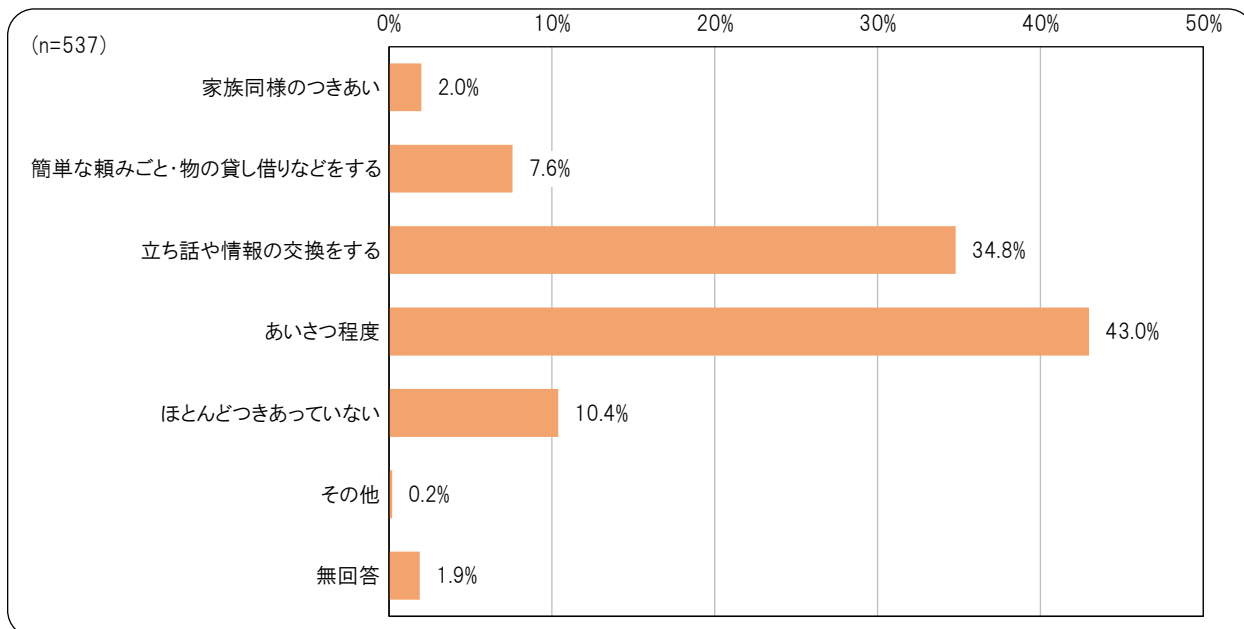
- 本項における集計は、無回答を除外しています。
- 結果は百分率(%)で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果であり、個々の比率が合計100%にならないことがあります。また複数回答(2つ以上の回答)では、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中の「n (number of casesの略)」は、質問に対する回答者の総数(該当者質問では該当者数)を示し、回答者の比率(%)を算出するための基数です。
- 本文や図表中には意味を損なわない範囲で簡略化した設問や選択肢があります。

(3) 地域生活、福祉に関する意識や行動

① 近隣住民との付き合いの程度

「あいさつ程度」が43.0%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をする」が34.8%の順となっており、全体の9割弱は「あいさつ程度」以上の付き合いがある回答となっています。

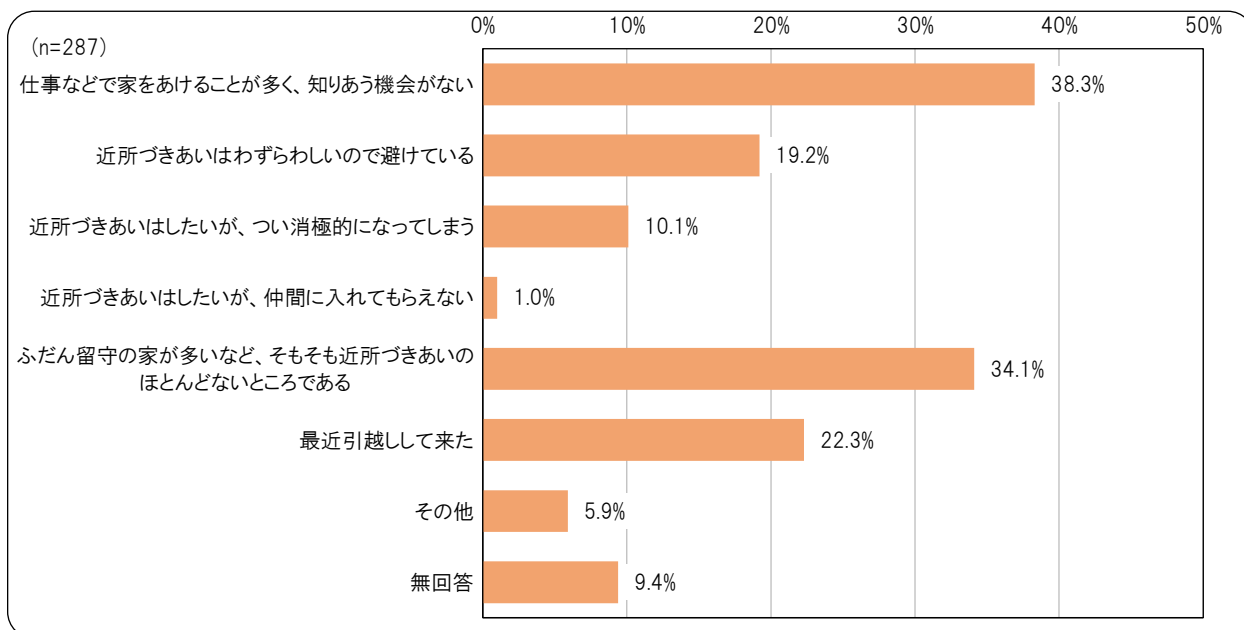
図表：近隣住民との付き合いの程度(単数回答)



② 近所づきあいがあまり無い理由

「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が38.3%と最も高く、次いで「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいのほとんどないところである」が34.1%の順となっており、他には「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が19.2%ととなっています。

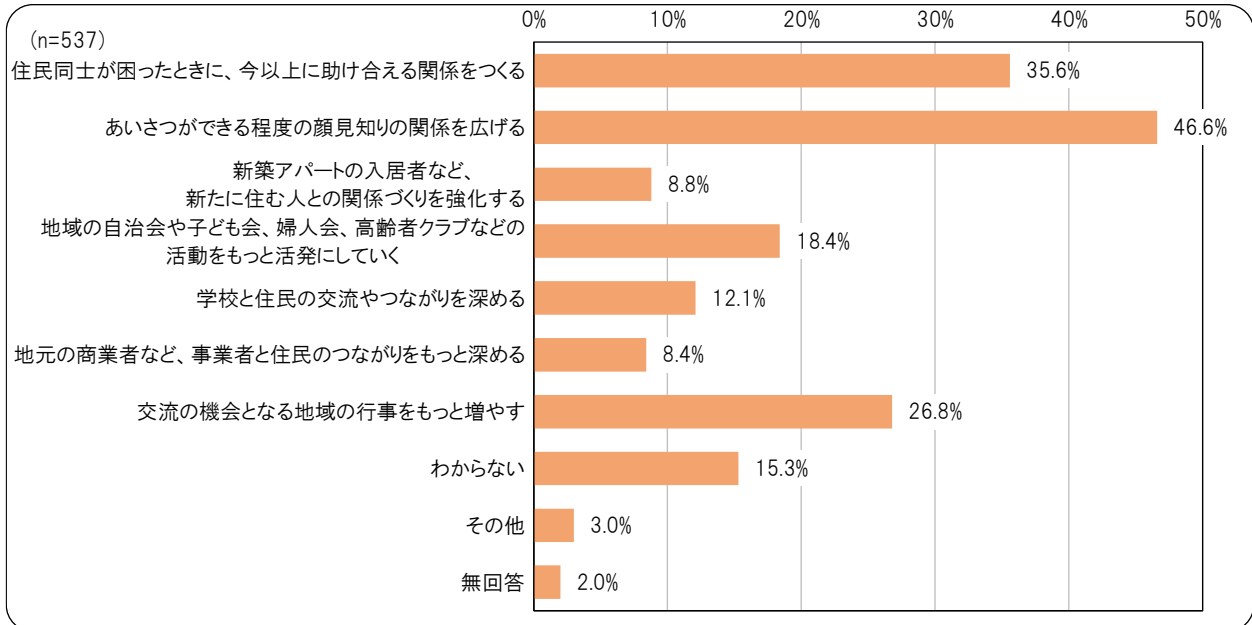
図表：近所づきあいがあまり無い理由(複数回答)



③ 地域活動が活発に行われるために大切なこと

「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が46.6%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が35.6%の順となっており、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」が26.8%の順となっています。

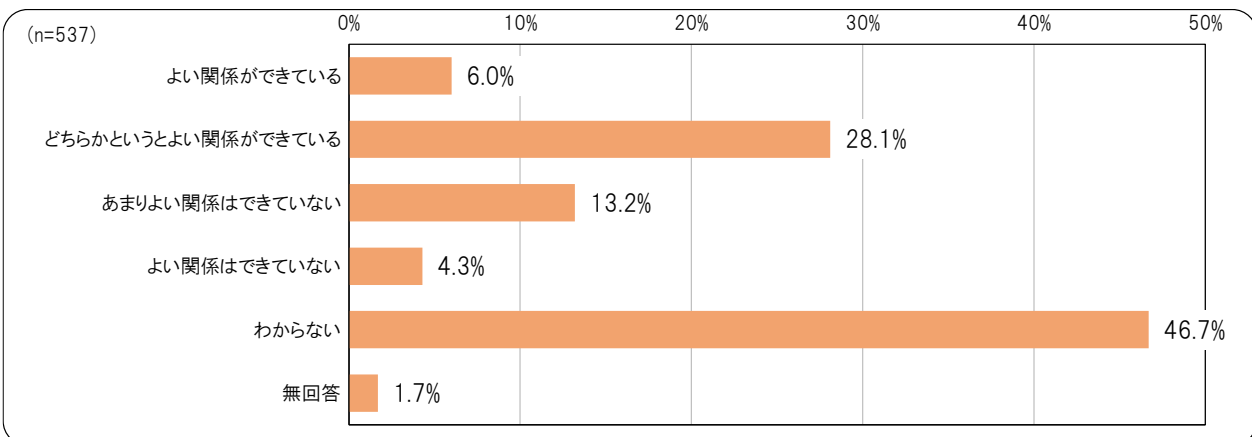
図表：地域活動が活発に行われるために大切なこと



④ 地域福祉に関する行政と町民の協働

「わからない」が46.7%と最も高く、「できている（よい関係ができている＋どちらかというよい関係ができている）」が34.1%、「できていない（あまりよい関係はできていない＋よい関係はできていない）」が17.5%となっています。

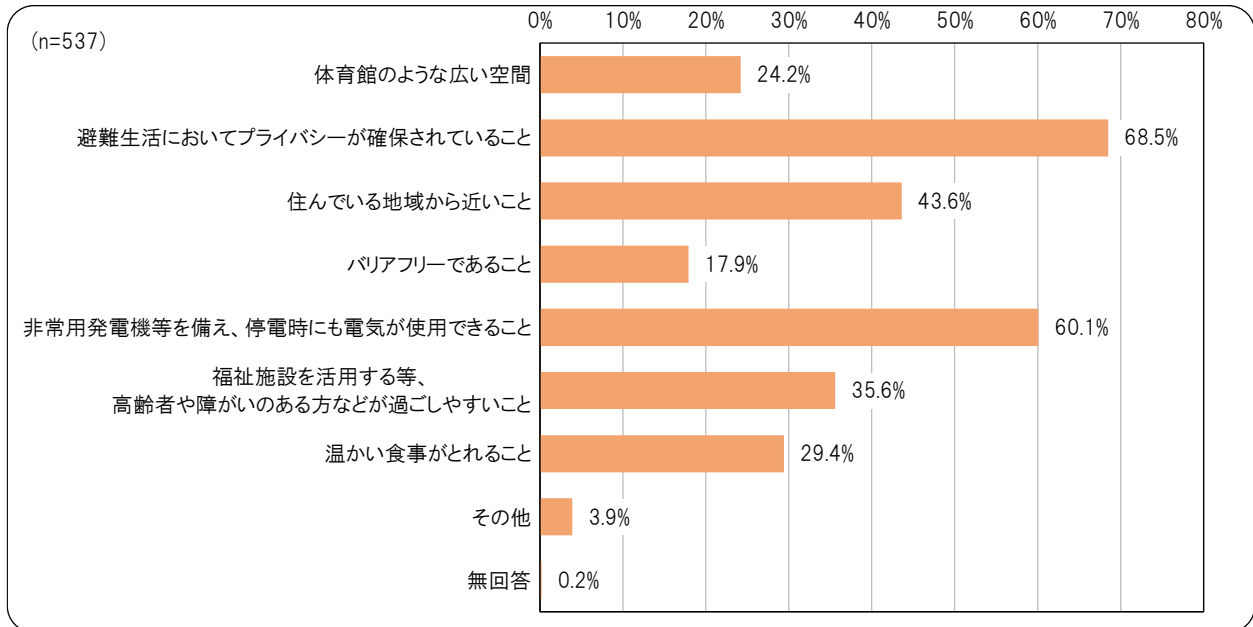
図表：地域福祉に関する行政と町民の協働(単数回答)



⑤ 災害時の避難所で特に必要だと考えるもの

「避難生活においてプライバシーが確保されていること」が 68.5%と最も高く、次いで「非常用発電機等を備え、停電時にも電気が使用できること」が 60.1%、「住んでいる地域から近いこと」が 43.6%の順となっています。

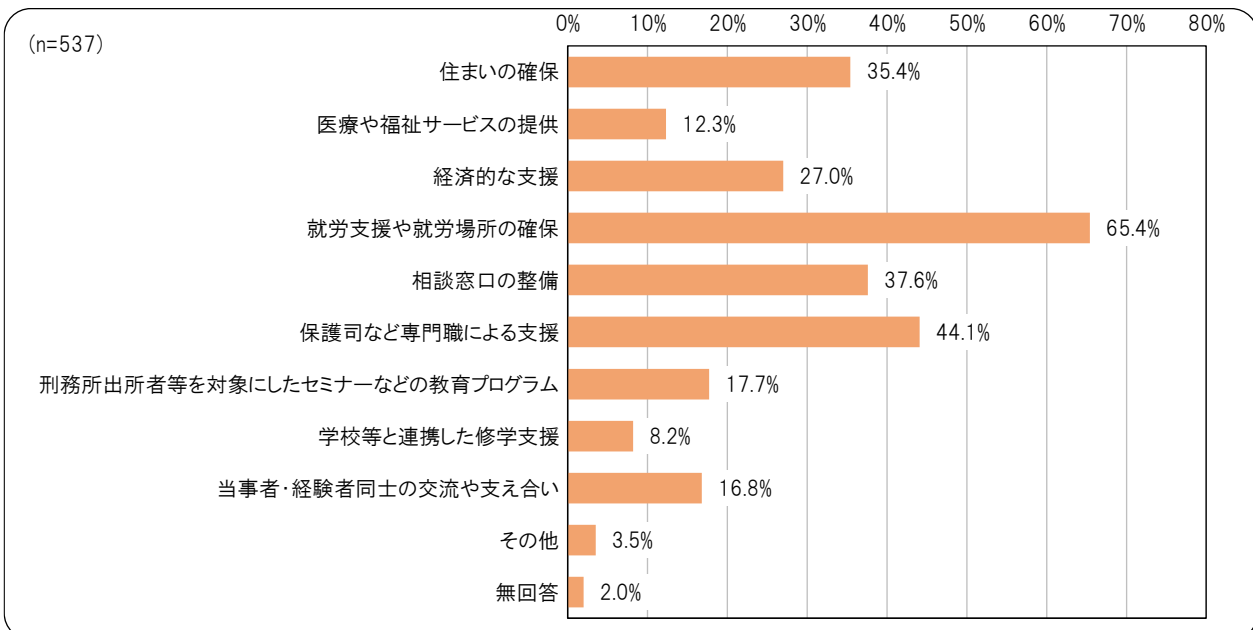
図表：災害時の避難所で特に必要だと考えるもの(複数回答)



⑥ 犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止支援

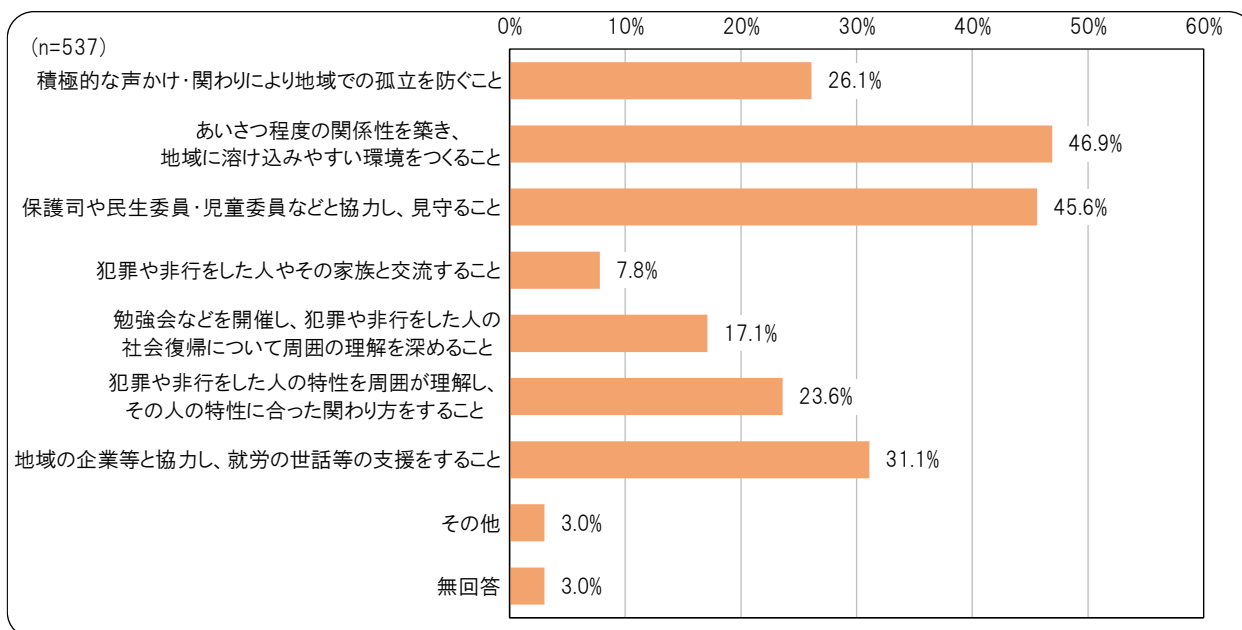
「就労支援や就労場所の確保」が 65.4%と最も高く、次いで「保護司など専門職による支援」が 44.1%、「相談窓口の整備」が 37.6%、「住まいの確保」が 35.4%の順となっています。

図表：犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止支援(複数回答)



- ⑦ 犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために、住民の支援で特に必要なこと
「あいさつ程度の関係性を築き、地域に溶け込みやすい環境をつくること」が46.9%と最も高く、次いで「保護司や民生委員・児童委員などと協力し、見守ること」が45.6%、「地域の企業等と協力し、就労の世話等の支援をすること」が31.1%の順となっています。

図表：犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために、住民の支援で特に必要なこと(複数回答)

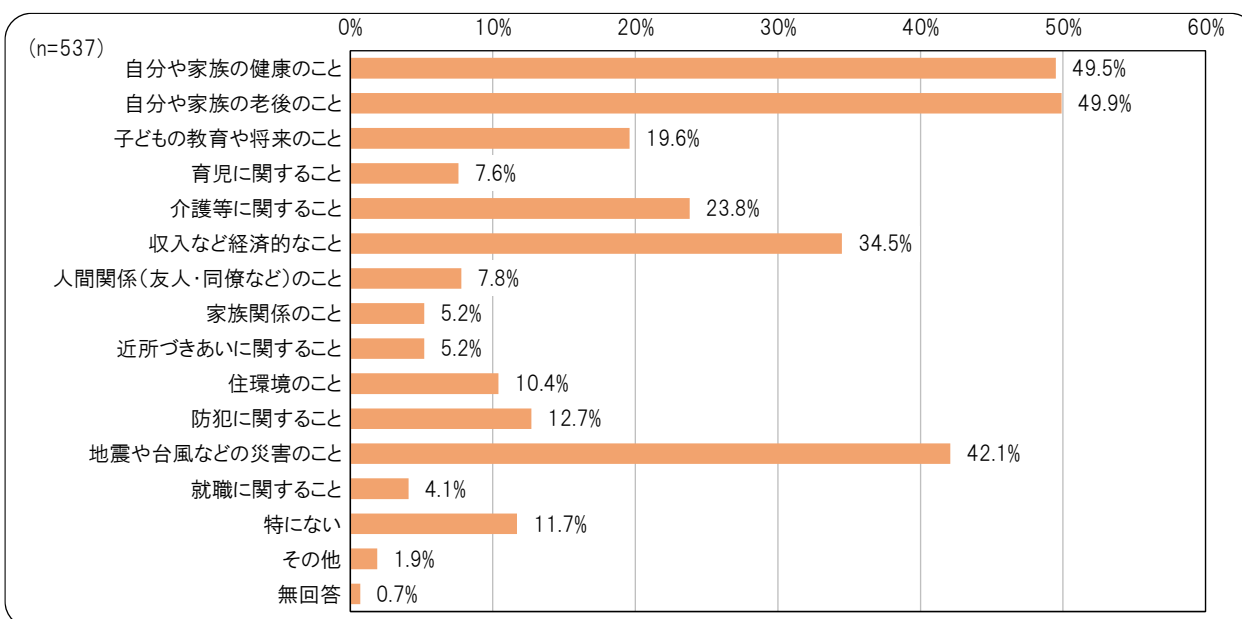


(4) 生活課題や福祉

- ① 日頃の生活における悩みや不安

「自分や家族の老後のこと」が49.9%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が49.5%、「地震や台風などの災害のこと」が42.1%の順となっています。

図表：日頃の生活における悩みや不安(複数回答)

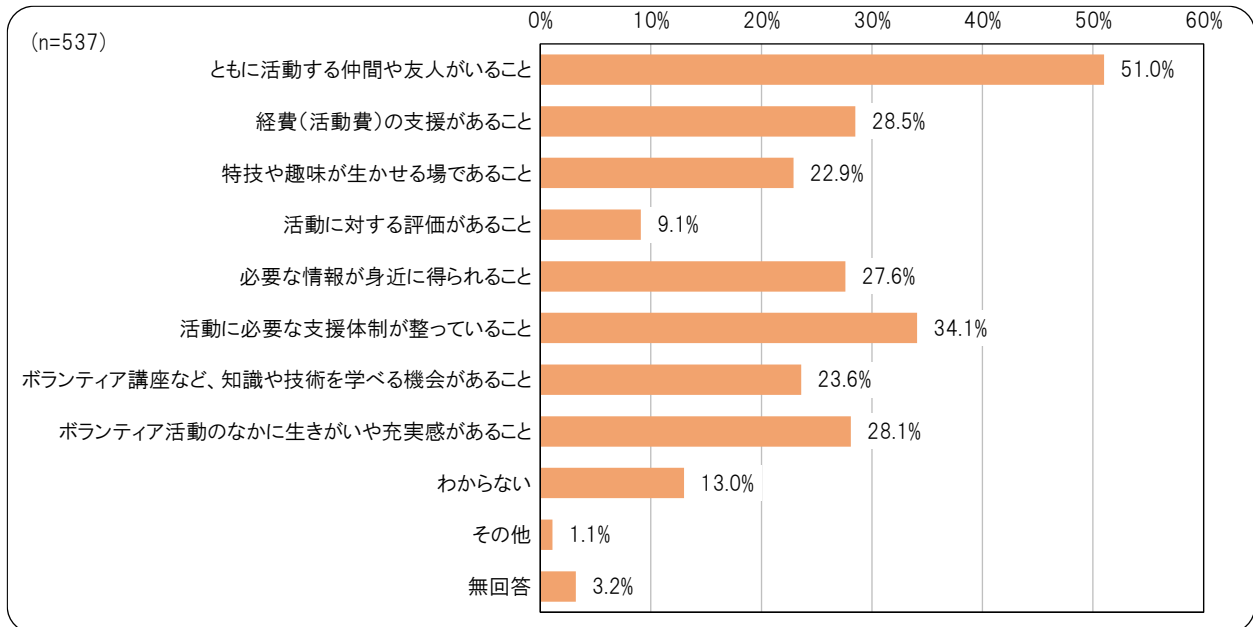


(5) 地域福祉にかかわる機関や制度

① ボランティア活動を行ううえで、必要な条件

「ともに活動する仲間や友人がいること」が51.0%と最も高く、次いで「活動に必要な支援体制が整っていること」が34.1%、「経費（活動費）の支援があること」が28.5%の順となっています。

図表：ボランティア活動を行ううえで、必要な条件（複数回答）

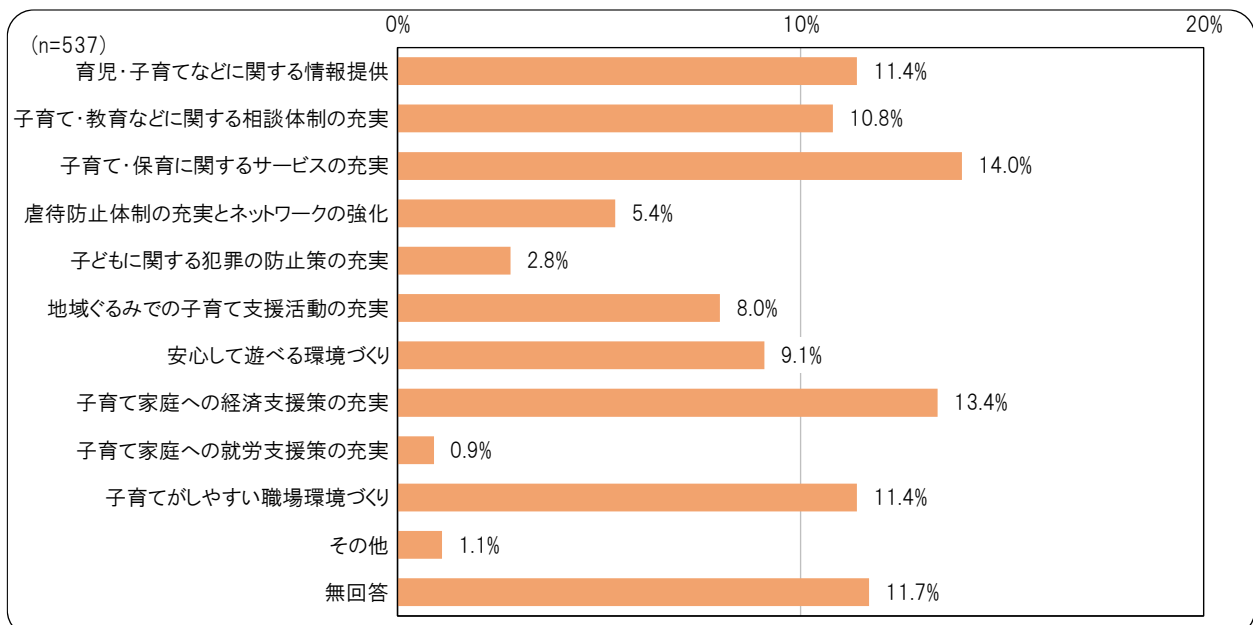


(6) 東串良町における今後の福祉のあり方

① 子どもを健やかに育てるために重要な取組

「子育て・保育に関するサービスの充実」が14.0%と最も高く、次いで「子育て家庭への経済支援策の充実」が13.4%、「育児・子育てなどに関する情報提供」「子育てがしやすい職場環境づくり」がともに11.4%の順となっています。

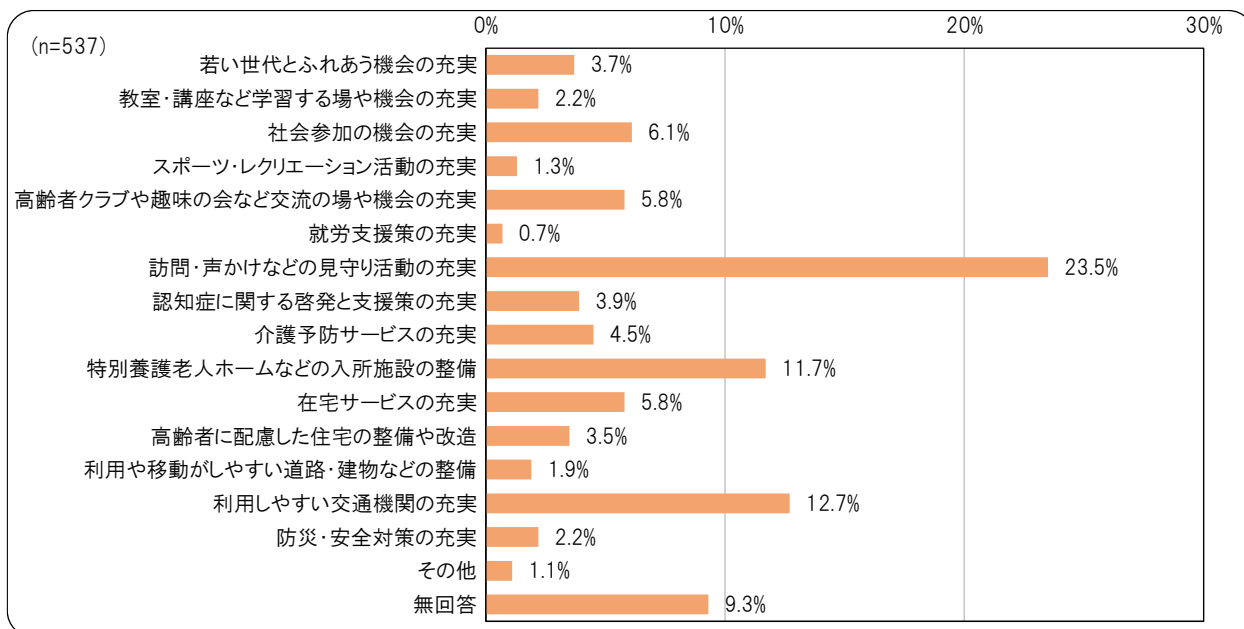
図表：子どもを健やかに育てるために重要な取組（単数回答）



② 高齢者が安心して暮らしていくために重要な取組

「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」が23.5%と最も高く、次いで「利用しやすい交通機関の充実」が12.7%、「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が11.7%の順となっています。

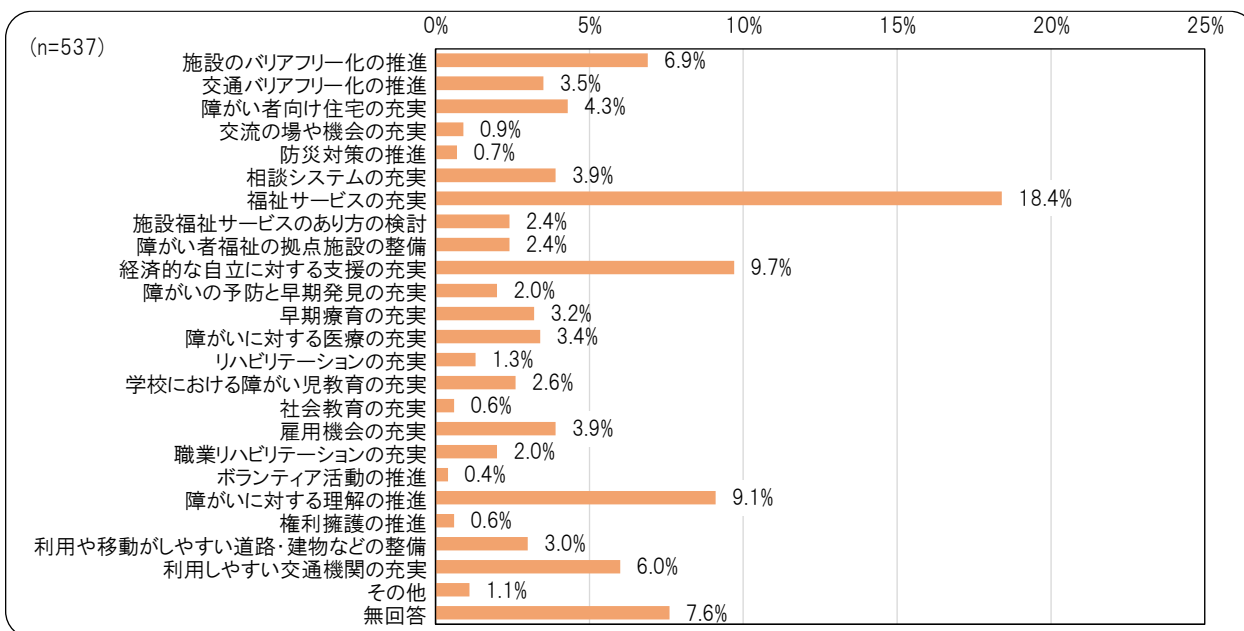
図表: 高齢者が安心して暮らしていくために重要な取組(単数回答)



③ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取組

「福祉サービスの充実」が18.4%と最も高く、次いで「経済的な自立に対する支援の充実」が9.7%、「障がいに対する理解の推進」が9.1%の順となっています。

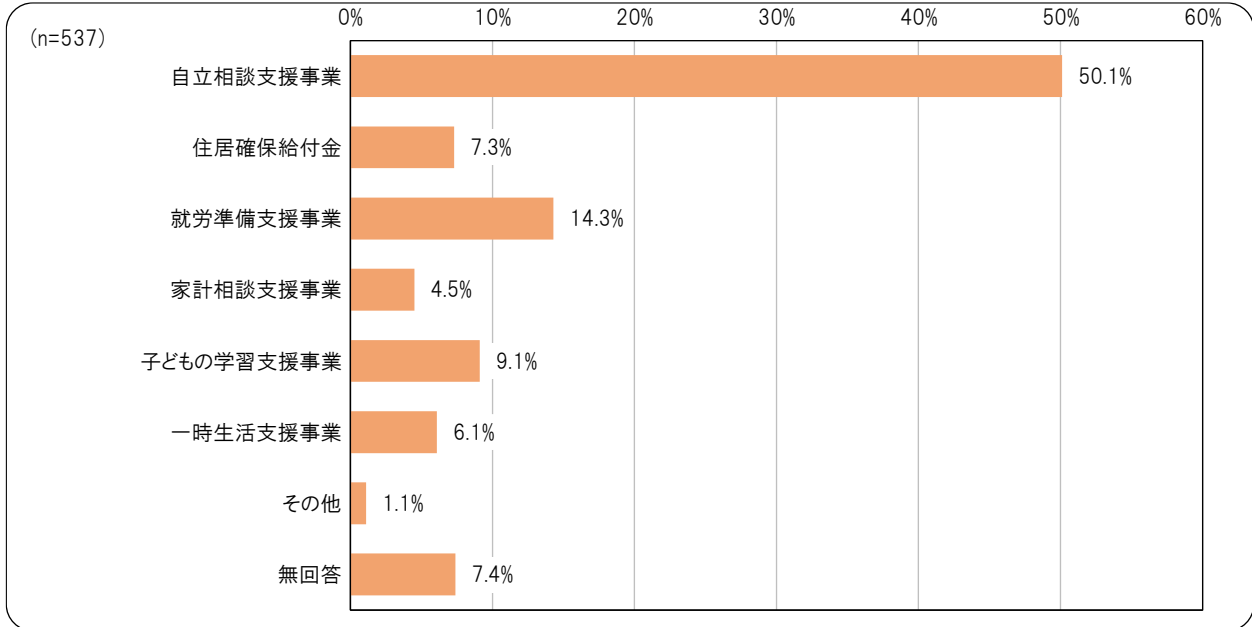
図表: 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取組(単数回答)



④ 生活困窮者に対する支援として重要な取組

「自立相談支援事業」が 50.1%と最も高く、次いで「就労準備支援事業」が 14.3%、「子どもの学習支援事業」が 9.1%の順となっています。

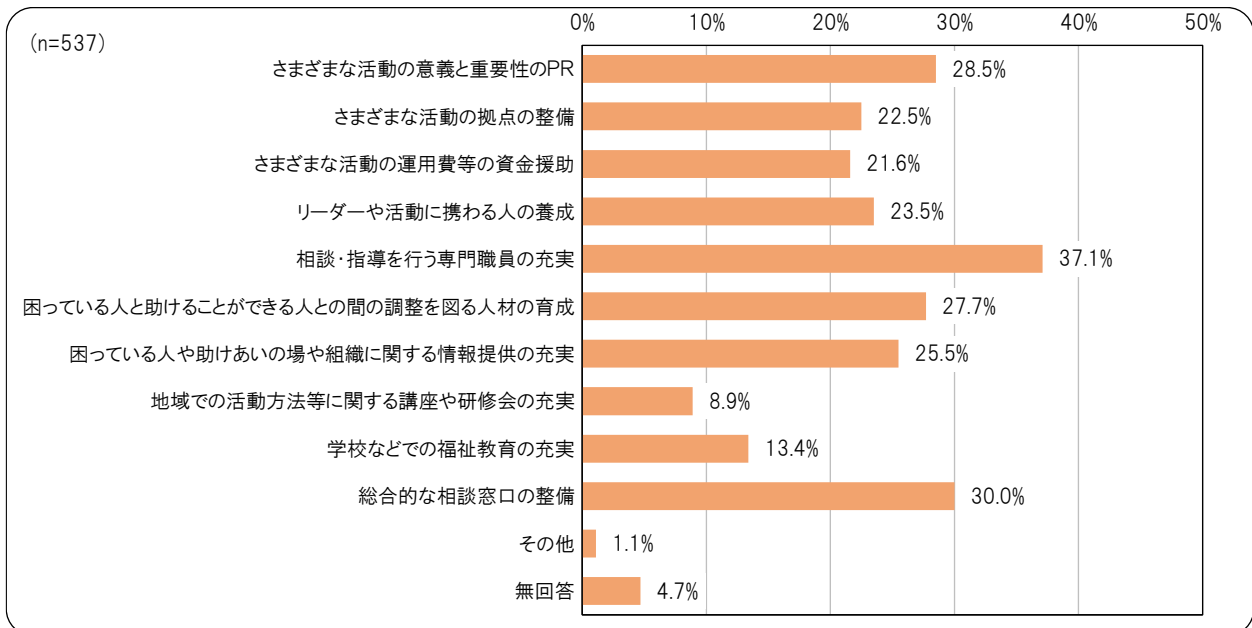
図表：生活困窮者に対する支援として重要な取組(単数回答)



⑤ 地域福祉を推進していくために重要な取組

「相談・指導を行う専門職員の充実」が 37.1%と最も高く、次いで「総合的な相談窓口の整備」が 30.0%、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」が 28.5%の順となっています。

図表：地域福祉を推進していくために重要な取組(複数回答)



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



— 基本理念 —

健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり



本計画は、東串良町総合振興計画を上位計画としており、その基本理念である「個性豊かな活力あるまち」を実現していくため、福祉分野における将来目標の「健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり」を基本理念とします。

2 計画の基本的方向性

基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。また、本計画は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。そのため以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

(1) 安心して暮らせる社会づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

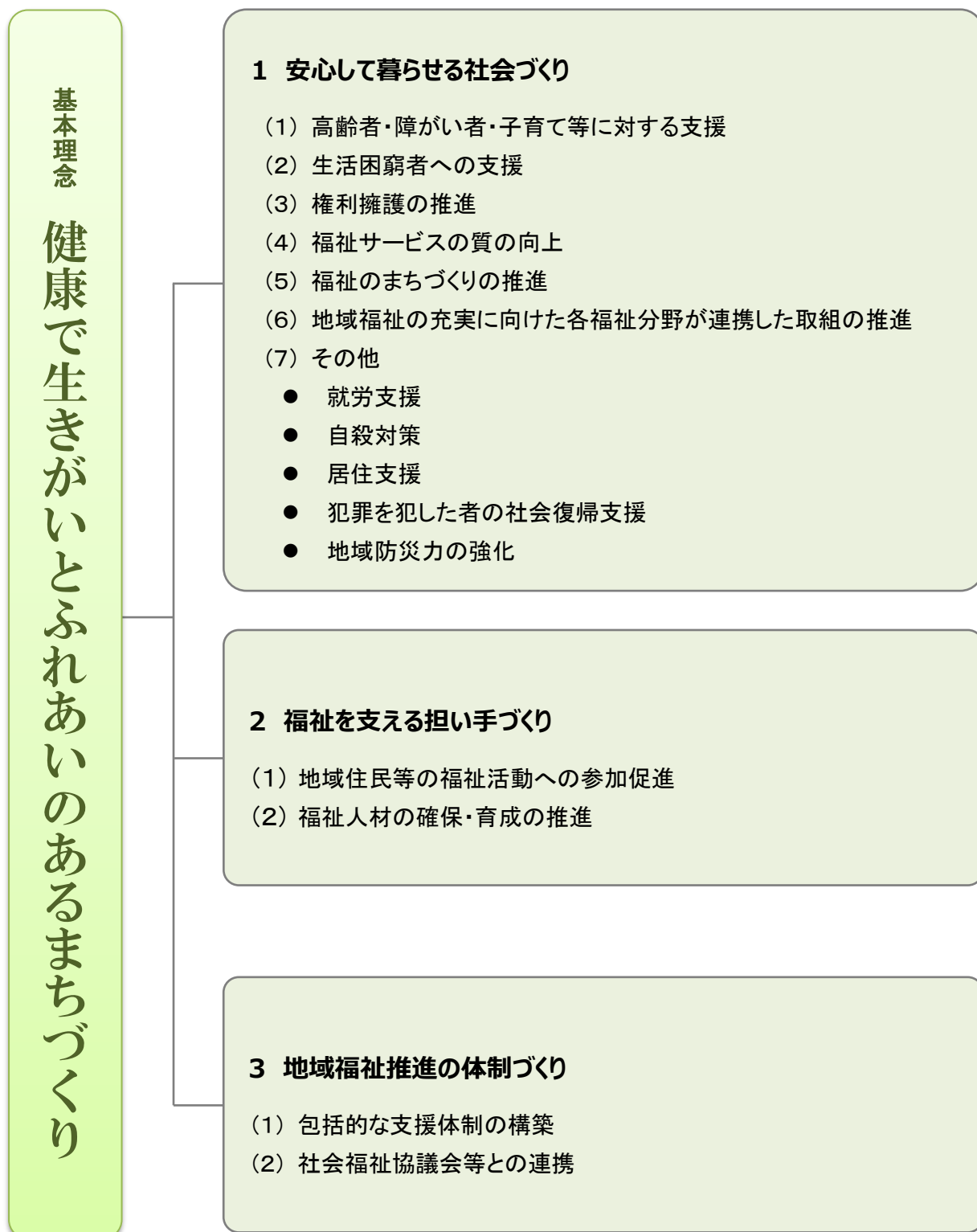
(2) 福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。また、地域住民などの福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

(3) 地域福祉推進の体制づくり

地域の中で一人暮らしの高齢者など支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

3 体系図



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 安心して暮らせる社会づくり

様々な課題を抱え、支援が必要な方へ提供する福祉サービスの充実を図るほか、権利擁護の問題や災害時の対応など福祉分野に共通する課題の解決に向け、制度の適切な運用や地域におけるネットワークの構築等を推進していきます。

(1) 高齢者・障がい者・子育てなどに対する支援

施策の方向性

地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

主な取組

様々なニーズに対応した公的サービスの充実を図ります

- 「高齢者保健福祉計画」、「障害（障害児）福祉計画」、「こども計画」などの各分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。
- 保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化などに応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

（高齢者分野）

- 地域包括ケアシステムの構築の推進
- 介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供
- 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業による、高齢者を含む任意グループが行う互助活動の支援
- 閉じこもり・転倒を予防し、健康で元気な高齢者を増やすことを目的に、各種予防体操を実施など

（障がい者分野）

- 住民の理解促進と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止
- 障害福祉サービス提供体制の充実など

（子育て分野）

- 結婚、妊娠・出産などに関する支援体制の充実
- 地域における子育て支援サービスの充実
- 児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のための対応など

(2) 生活困窮者への支援

施策の方向性

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習などの支援を包括的に行う体制の構築を図ります。また、子どもの教育、医療、食で格差のない社会を目指し、子どもの生活支援対策を推進します。

主な取組

生活困窮者への支援を行います

- 生活困窮者に対しては、本人の状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施します。
 - 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。また、生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援し、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行います。
- 大隅くらし・しごとサポートセンターと連携を図りながら、就労支援・就労準備・家計相談・自立支援・学習支援など相談者の内容にあった支援の情報提供をしていきます。
- 生活困窮者を、待ちの姿勢ではなくアウトリーチなどにより早期に把握し、必要な支援を漏れなく届けられるよう、制度の周知や関係機関・団体のネットワークの構築などに取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

施策の方向性

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。また、子ども、障がい者、高齢者などに対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。

主な取組

権利擁護の推進を図ります

- 成年後見制度の活用を促進します。
 - 本地域福祉計画に内包している成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広域的な観点から各関係機関と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普

及啓発を行うほか、職員を含めた関係者の資質向上の取組を支援します。また、成年後見制度利用支援事業などの取組を推進し、制度の活用促進を図ります。

- 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、地域連携ネットワークの構築などの取組を促進します。
- 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の利用を促進します。
 - 判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業について、社会福祉協議会と連携しながら、多くの方が利用できるよう普及啓発に努めます。
- 子どもや障がい者、高齢者などの虐待防止に向けた普及啓発、事業者などに対する研修や関係機関との連携強化を図ります。
 - 県や児童相談所、障害者虐待防止センター、地域包括支援センター、警察署などの関係機関との連携を図ります。
 - 関係機関相互の密接な連携確保、事業所従事者、窓口職員などに対する研修、各種媒体を活用した普及啓発や、認知症施策と連携した取組を進めます。
- 社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法に関する住民の理解促進に努めます。

（４）福祉サービスの質の向上

施策の方向性

住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります。また、支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

主な取組

サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります

- 介護サービス事業者による質の高いサービス提供を確保するため、サービスの提供やサービス基盤の整備の際の運営基準などの遵守を指導するとともに、サービス従事者の知識・介護技術向上のため、事業者の自主的な取組を含め、研修などの機会の確保に努めます。
- 第三者が公正かつ中立の立場で行う地域密着型サービス外部評価事業の推進を図ります。

- 地域密着型サービス外部評価の実施・公表に努めます。
- 未受審の事業所への受審を促進します。
- 事業者による情報提供の促進を図ります。
 - 事業運営に関する様々な情報、外部評価の結果など積極的な情報開示を促進します。

社会福祉法人及び社会福祉施設などへの適正な指導監査

- 適正な事業運営のため、社会福祉法人などへの指導監査などを実施します。
 - 社会福祉法人及び社会福祉施設などの適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などに対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理などについて指導監査を実施します。

福祉サービスの相談支援体制の整備

- 福祉サービス運営適正化委員会により適切な相談支援を図ります。
 - 総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とします。
- 介護サービスに関する利用者などからの様々な苦情・相談については、迅速かつ適切に対応するため、県や国保連、介護サービス事業者などの相互の連携により、苦情・相談処理体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上に努めます。

(5) 福祉のまちづくりの推進

施策の方向性

高齢者や障がい者など誰もが快適で生活しやすい、バリアフリーに配慮した生活環境の整備や地域における見守り・支え合い活動などを促進し、快適で安心・安全な生活の確保を図ります。

主な取組

福祉のまちづくりを推進します

- 高齢者や障がい者などが公共的施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。

- バリアフリー法や、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて、バリアフリー化を促進します。
- 障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方を対象に、公共施設や店舗などの駐車スペースの確保を図るパーキングパーミット制度の普及を推進します。
- 地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動などを促進します。
- 「支え合いマップ」を作成することにより、高齢者のみの世帯や地域の困りごと・気になることを“見える化”し、地域の福祉課題を見つけ情報共有を行い、地域の生活支援活動などの取組を関係機関と連携して促進します。
- 公共交通の利用促進や外出機会の創出、ドライバーの確保の支援を行い、持続可能な公共交通の提供を目指すとともに、幹線交通と乗継拠点の待合環境の改善を図ります。また、町民と各地域の拠点施設などとの共創を図り、まちづくりと一体となった交通施策を推進します。

(6) 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の推進

施策の方向性

利用者の支援や生活の質の向上に資するために、対象者を限定しない福祉サービスの取組を促進します。

主な取組

高齢者と障がい児・者への一体的なサービスの提供します

- 共生型サービスの適切な提供に向けた支援を行います。
- 共生型サービスが適切に提供されるため、介護サービス事業者などに対する運営などの基準や介護報酬の仕組みなどについての必要な情報提供を実施します。
- 適切なサービスの提供体制と質の確保のための関係機関との連携による適切な指導を実施します。

(7) その他

施策の方向性

就労支援、自殺対策、居住支援など誰もが地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。また、「自助」、「共助」、「公助」による地域防災力の強化を図ります。

主な取組

- 働く意思はあるものの、生活困窮者、高齢者、障がい者など様々な要因により就労が困難な方々に対する就労支援を行います。
- 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、高齢者や企業などの意識啓発に取り組むとともに、多様な就労機会の提供を促進します。
- 自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の容易な業務を提供するシルバー人材センターの発展・拡充を促進します。
- 鹿児島労働局や就労移行支援事業所など、雇用、福祉、教育などの関係機関と連携しながら、障がいのある人の就業を促進します。
- 女性が働きやすい環境の整備を進めるとともに、結婚、妊娠・出産、育児などで離職した女性の再就職支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保が極めて重要であり、ひとり親家庭の母などの個々の事情に応じた就職に必要な能力開発など就業支援の充実を図ります。
- こころの健康づくりと自殺予防対策を推進します。
 - 「鹿児島県自殺対策計画」及び「東串良町自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。
 - 住民一人ひとりがこころの健康づくりの重要性を認識し、セルフチェックや周囲の人たちによって過度なストレスなどによる心身の不調に早めに気づき、適切な相談や受診につながるよう啓発に取り組みます。
- 生活困窮者、高齢者、障がい者など住宅に配慮を要する方の住まいの安定的な確保に務めます。
 - 住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、建て替えや既存ストックの活用による公営住宅の整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。
 - 子育て世帯の世帯人数に応じた規模の賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅や地域優良賃貸住宅の活用に努めます。公営住宅においては、子育て世帯の入居を促進するほか、福祉部局と連携し、周辺施設も含めて子育て支援に質する施設の整備促進に努めます。

- 社会福祉法人やNPO法人などの居住支援団体、不動産関係団体、県及び市町村で構成される鹿児島県居住支援協議会では、生活困窮者自立支援制度などと連携しながら、住宅の確保に特に配慮を要する人の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進します。
- 自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。
 - 防災講演会や防災訓練などを通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
 - 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
 - 共助による防災活動の推進の観点から、地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
 - 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進するとともに、災害発生時の避難などに、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
 - 避難行動要支援者名簿を整備し、要配慮者の情報収集に努めます。また、県から提供される指定難病者の情報も管理を行います。
 - 若者や女性の消防団への加入促進などを通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。

2 福祉を支える担い手づくり

地域福祉活動への参加促進のための人材養成や、福祉の仕事に従事する人材の確保・定着に向けた取組を促進します。

(1) 地域住民などの福祉活動への参加促進

施策の方向性

地域住民に対する福祉活動の啓発として、関係団体などと連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。また、社会福祉法人や民間団体などについても、関係機関などと連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

主な取組

地域住民などの福祉活動への参加促進を図ります

- 共助の取組を強化します。
 - 様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や県内各地での各種団体の活動状況などについて情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。
 - 民生委員・児童委員の活動の理解促進を図ります。
 - 社会福祉に対するニーズが複雑化・多様化し、地域福祉の推進が重要な課題となっていることから、地域福祉推進上、重要な担い手である民生委員・児童委員などに対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携を強化していきます。
- NPO、ボランティアなどの多様な活動を推進します。
 - 地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの人材育成を図ります。
 - 社会福祉に関する理解を深めるため、ボランティア講座の開催など各種施策を推進するとともに、学校における「総合的な学習の時間」などにおいて福祉に関する体験活動を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、地域と連携した総合的な取組の推進に努めます。また、シニア層のボランティア活動への参加を促進します。
 - 地域住民による各種ボランティア活動を促進します。
 - ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進することにより、住民が共に参加し、支え合う地域社会づくりを進めるため、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、ボランティアに関する啓発や登録・あっせんなどを行い、ボランティアの養成・確保を推進するとともに、活動が円滑に進むよう活動のコーディネートを行います。
 - 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターの養成に取り組みます。

● 高齢者の社会参加促進

- 高齢者が豊富な知識・経験・技能などを生かして、地域づくりの担い手として活躍し続けることができるよう、また、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるように関係団体と連携しながら支援します。
- 高齢者を含むグループが行う互助活動に対して地域商品券などに交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

● 市町村・関係団体との連携

- 民間企業と連携し、高齢者への声かけや安否確認を行うなど、地域での見守りが必要な方への支援に取り組むとともに、見守り活動及び生活支援の担い手となる人材や事業主体などの発掘・育成・ネットワーク化と既存の介護予防事業所や多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築を推進します。
- 地域福祉を推進する社会福祉協議会など関係団体と連携しながら、住民主体の助け合い活動の仕組みづくりを推進するとともに、市町村が実施する生活支援の担い手となるボランティアなどの育成を促進します。

(2) 福祉人材の確保・育成の推進

施策の方向性

福祉人材の確保・定着に向けて、就労相談などの実施を通じて、高齢者などの多様な人材の福祉分野への就労を促進します。

主な取組

- 深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善や中高年齢者・外国人の活躍促進、介護ロボットの活用や資格取得への支援など、総合的な介護人材の確保対策を推進します。
- 介護ロボットの普及促進やICTの活用による介護職員の負担軽減を図ります。
- 職位・職責に応じた研修の受講や介護職として必要なスキルアップに向けた研修の受講を促進するため、初任者研修の受講費用や関係団体が実施する各種研修への助成を行うとともに、介護職員チームリーダー養成研修などを実施し、介護職員のキャリアアップを支援します。
- 介護・福祉の関係団体や事業者とともに、若者や高齢者などの多様な人材の確保を推進します。

- 介護分野への多様な人材の参入促進を図るため、介護体験・施設見学や介護のイベント、SNSによる情報発信を行うなど、様々な機会を通じて介護の魅力の情報発信に努めます。
- 高校生・保護者を対象としたセミナーの実施やインターンシップ制度の活用促進を図ります。
- 将来の地域福祉を担う人材である小・中学生を対象としたイベントや体験教室を実施し、高齢者や障がいのある人、介護の仕事への理解を深めるよう努めます。
- 介護職員などによるたんの吸引などの行為が、安全かつ適切に実施されるよう、研修機関の登録など必要な体制の整備推進を図るとともに、実地研修の指導者となる指導看護師など養成するための研修を実施します。
- 賃金改善のための介護職員処遇改善加算の取得に向けた取組を促進し、介護職員の処遇の改善を図るとともに、将来の見通しをもって働き続けるためのキャリアパスの整備の促進や生涯を通じて働き続けられる環境整備を推進します。
- 介護人材の安定確保に向けた方策などを検討するとともに、介護人材確保策の検討の場を構築するなど、関係団体と連携した取組の促進を図ります。

3 地域福祉推進の体制づくり

地域福祉の推進に向けて、地域における見守り体制の充実や関係機関の連携の促進、包括的な相談支援体制の構築等の取組を推進します。

(1) 包括的な支援体制の構築

施策の方向性

相談者への適切な対応・課題解決が図られるよう、包括的な相談支援体制の仕組みの構築を目指します。また、多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとの連携の促進を図ります。

主な取組

地域課題の解決体制の構築

- 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築を図ります。
 - 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決などに自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや、その活動の充実に向けた取組を促進します。また、このコミュニティ・プラットフォームを活用し、多様化・複雑化する福祉ニーズを住民が主体的に把握し、解決を試みることができる体制の構築を促進します。

包括的な相談支援体制の構築

- 本町の実情に応じた包括的な相談支援体制づくりを支援します。
 - 多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立てなどを総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」の構築を目指します。
 - 社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点など相談機関の職員に対し、複合課題の対応や地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。
 - 住み慣れた地域で高齢者などの在宅生活を支えるために、地域見守りネットワークや元気な高齢者をはじめ、住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、振興会（町内会）、協同組合、民間企業、老人クラブ、シルバー人材センターなどの多様な主体による体制構築を実現するために、生活支援コーディネーターや協議体を活用して、互助を基本とした生活支援などのサービスが創出されるよう中心となり、地域の実情に応じて実施するサービス提供体制の構築に向けた取組を支援します。
 - 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。

拠点機能の強化

- 高齢者の総合的な支援の調整を行う地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進体制を強化します。
- 障がい者などに対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、肝属地区障がい者基幹相談支援センターの機能強化に努めます。また、地域の自立支援協議会や、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センターなどから成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

- 妊娠・出産に不安や悩みを抱える人への相談窓口の充実・強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターなどの体制を強化します。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要な支援を受けることができるとともに、住民自らサービスを提供することができる多世代交流・多機能型の福祉拠点づくりを促進します。

(2) 社会福祉協議会などとの連携

施策の方向性

多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、鹿児島県社会福祉協議会、東串良町社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センターなどと連携を図ります。また、地域福祉のさらなる推進に向け、社会福祉協議会へ地域福祉活動計画策定を働きかけていきます。

主な取組

多様な主体との連携を促進します

- 県社会福祉協議会、東串良町社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人などの様々な専門機関による連携の促進を図ります。
 - 社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として、地域福祉活動推進事業及び心配ごと相談事業・高齢者訪問給食事業・福祉サービス利用支援事業・資金貸付事業などによる多様な地域福祉活動を主体的に実施しています。今後も社会福祉協議会の基盤強化などへの支援を行っていきます。
 - 社会福祉協議会は、地域福祉推進のためのネットワークの中心となるため、その広域的な活動を支援します。
 - 社会福祉法人、医療法人など、様々な関係団体の多様な主体の自主性・自立性を尊重し、連携を図ります。

第5章

自殺対策計画

第5章 自殺対策計画

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超える深刻な状態であったことから、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年には、自殺対策基本法に基づく、自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しました。これを機に、自殺予防の取組は、「個人の問題」から「社会の問題」へと認識の転換が図られ、総合的な自殺対策が推進された結果、自殺で亡くなる人の数は平成22年以降、8年連続で減少しております。しかし、年間の自殺者数は依然として2万人を超えるという非常事態が続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、ナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての自治体が「自殺対策計画」を策定することとされました。

町民一人一人が自殺を身近な問題として意識でき、悩みを抱えた人が孤立せず、相談につながるができる相談支援体制の整備が必要です。

また、社会環境の複雑化や価値観の多様化の中で日々ストレスを抱えやすく、心の健康を保つことはとても重要です。ストレスにうまく対処し、心の病気を正しく理解することが心の不調を早期に発見でき、重症化を防ぐことにつながります。そのためには、自分自身や身近な人の心の不調に早めに気づき、対処できるよう啓発普及するとともに、身近な地域における気づき・見守りの体制を構築する必要があります。

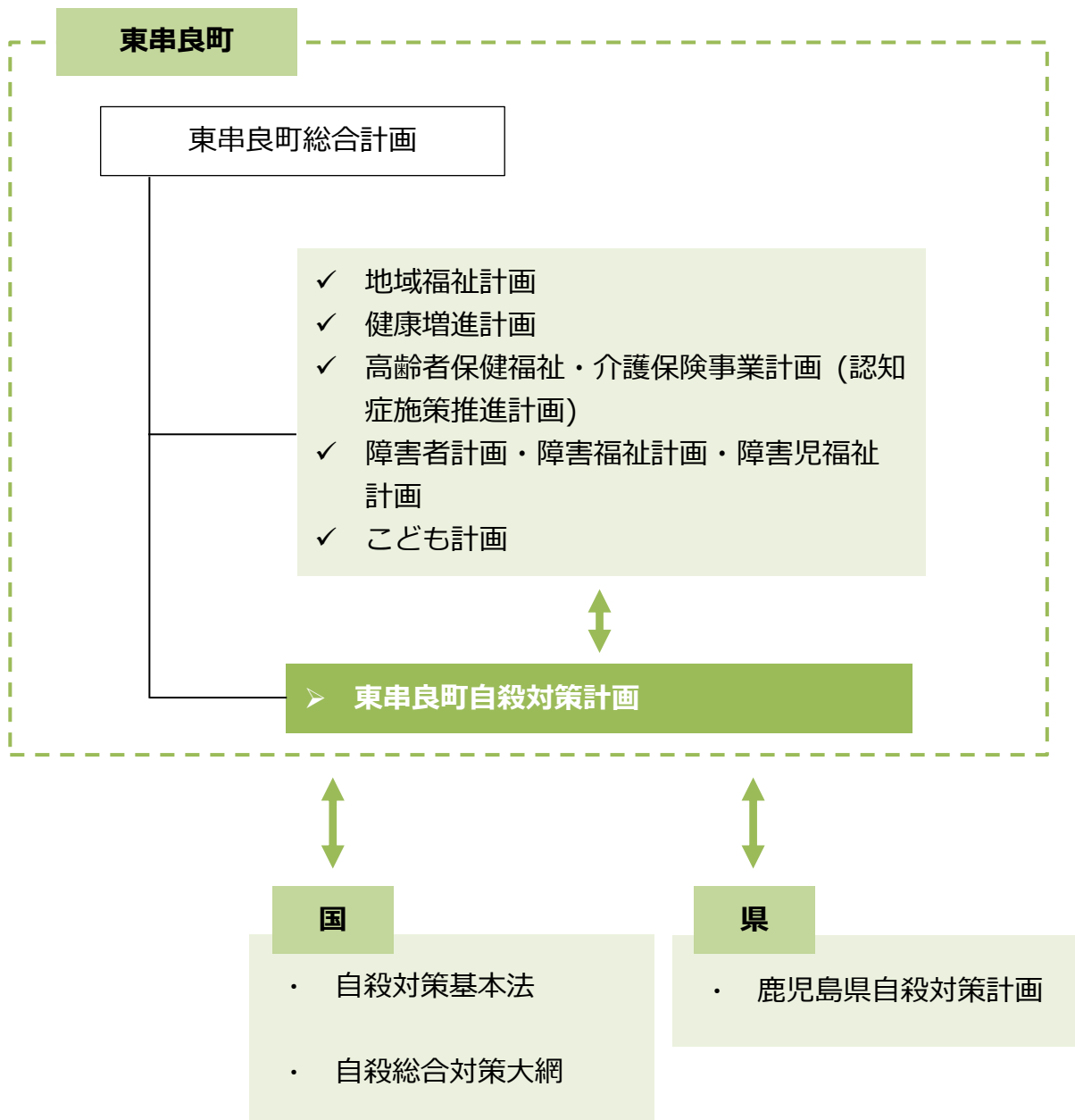
このような状況のなか、東串良町においてもこれらの趣旨を踏まえ、地域の実情に即した自殺対策の取組を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない東串良町をめざして」の実現にむけて「東串良町自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、東串良町総合計画を上位計画とし、関係する各種計画との整合を図りながら推進する計画です。

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村計画として、国の「自殺総合対策大綱」、及び県の「自殺対策計画」の基本的視点をふまえて推進するための目標を掲げます。



3 計画の数値目標

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱において、国は令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比較し、30%以上減少させることとしています。国の方針を踏まえ、本計画の目標についても、令和10年までに自殺死亡率を0.0まで減少させることを目指します。

本町の自殺死亡率及び自殺者数の現状値と目標値

指標	基準値 (平成27年)	現状値 (令和4年)	目標値 (令和10年)
自殺死亡率	0.0	15.3	0.0以下
自殺者数	0人	1人	0人以下

4 自殺対策の基本認識

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱においては、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭に置き、自殺対策を推進していきます。

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組についてPDCAサイクルを通じて推進する

5 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、以下の6点の「自殺総合対策の基本方針」が掲げられており、これらを踏まえて自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まる。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要がある。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要である。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要である。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

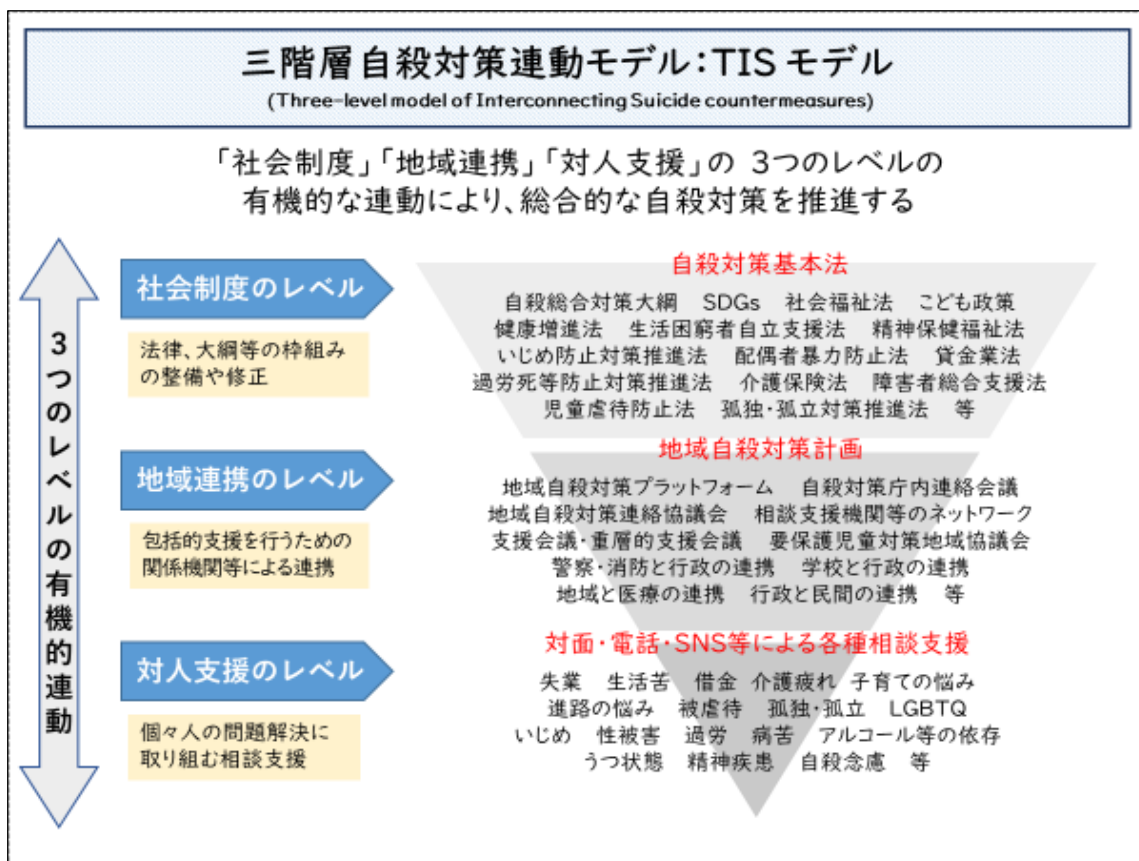
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合

的に推進することが重要である。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）である。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要がある。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされている。



(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」だが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要である。また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要である。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要である。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮し「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し実施する」責務がある。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じ「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されている。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となる。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要がある。

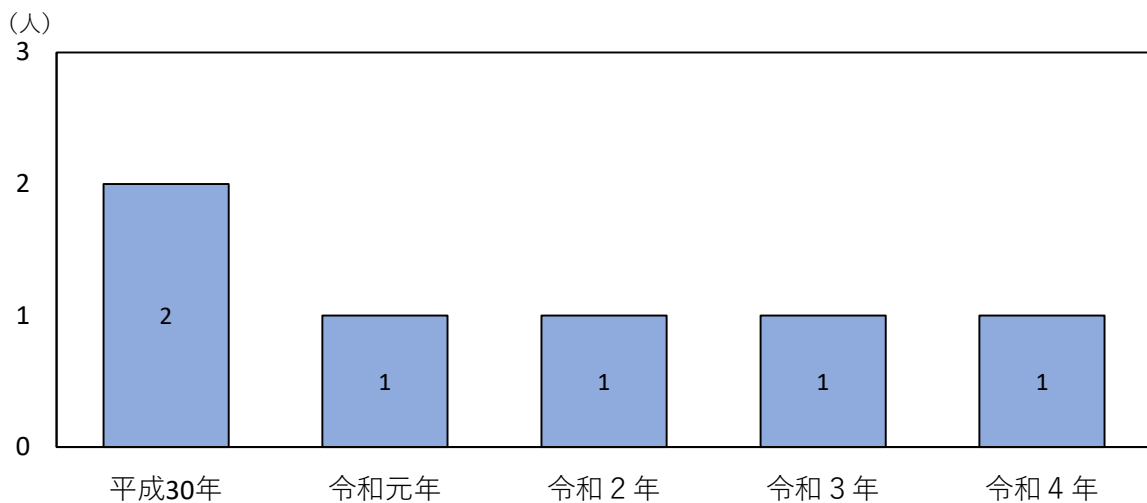
6 統計データからみる東串良町の現状

(1) 東串良町の自殺者数の推移

① 自殺者の推移

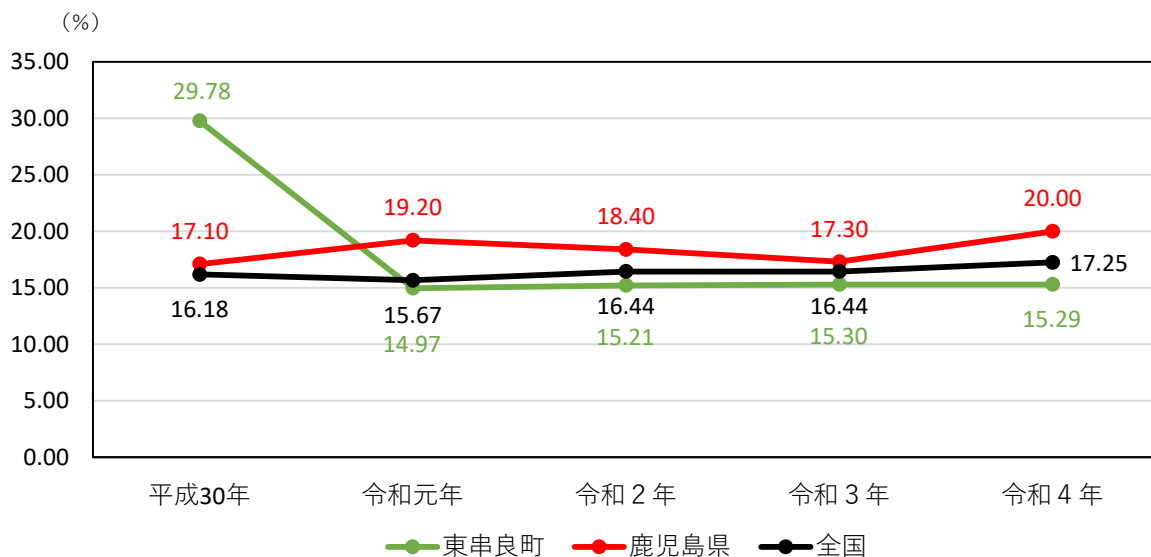
本町における自殺者数は、過去5年において横ばい状況にあります。なお、自殺死亡率は平成30年のみ、全国及び鹿児島県よりも高い状態となっていますが、他の年度については下回っている状況です。

図表：自殺者数の推移（平成30年～令和4年）



[資料]自殺統計

図表：自殺による死亡率の推移（平成30年～令和4年）



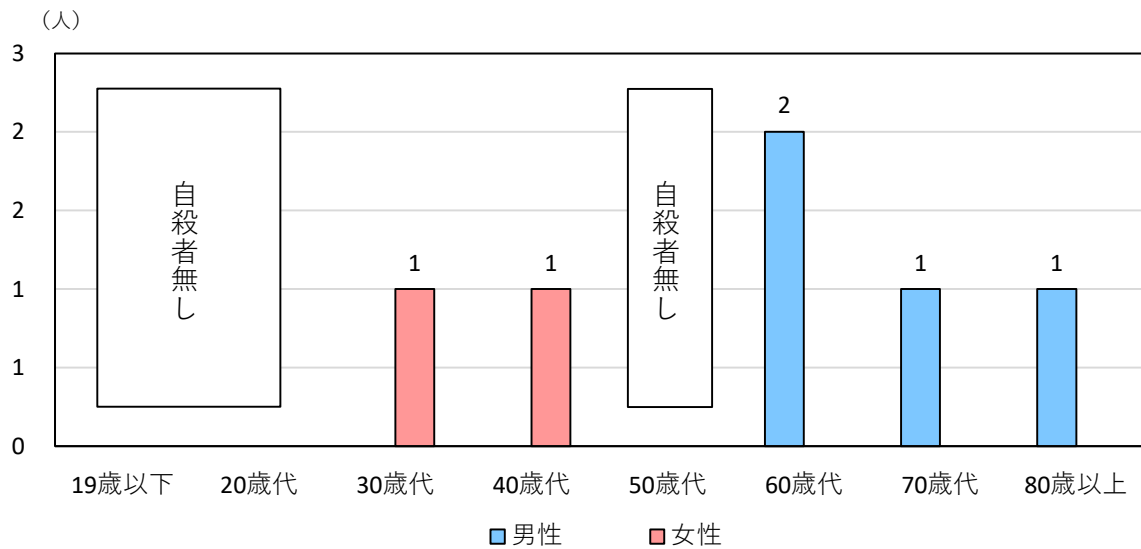
[資料]自殺統計

② 男女別・年齢別自殺者数の状況

平成30年から令和4年までの5年間の合計を男女別で見ると、男性5人、女性2人と男性が全体の71.4%を占めています。

同じく年齢別で見ると、自殺者は男性が60歳代以上、女性は30～40歳代となっています。

図表：年代・男女別自殺者数(累計) (平成30年～令和4年)

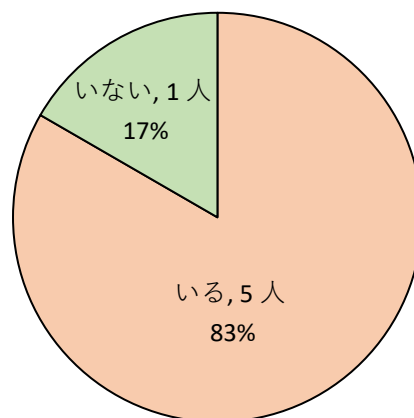


[資料]自殺統計

③ 同居人の有無

平成30年から令和4年までの5年間の合計を同居人の有無別で見ると、同居人のある場合が5人(83%)となっています。同居人の有無が自殺者の割合に与える影響については、「孤独感が自殺につながる」という研究結果がある一方で、「配偶者による抑圧感が自殺につながる」という意見もあり、個別のケースに応じた判断が必要です。

図表：同居人有無別自殺者数の状況(累計) (平成30年～令和4年)

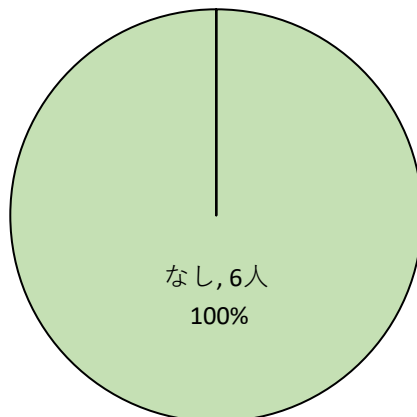


[資料]自殺統計

④ 自殺未遂歴の有無

本町における自殺者数について、自殺未遂歴の有無でみると、未遂歴のない人が6人となっており、自殺者全員が自殺未遂歴のない結果となっています。

図表:同居人有無別自殺者の状況(累計)(平成30年~令和4年)

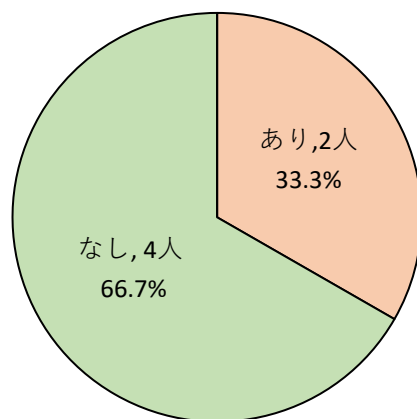


[資料]自殺統計

⑤ 自殺者の職業の有無

本町における自殺者数について、職業の有無でみると、無職者が4人となっており、自殺者の66.7%の方が無職者となっています。

図表:職業の有無別自殺者の状況(累計)(平成30年~令和4年)



[資料]自殺統計

(2) 地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロフィール）

平成30年から令和4年の5年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール2023」により、本町において、自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5区分が示されました。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H30～R4 合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	2	33.3%	97.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	1	16.7%	143.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:女性40～59歳無職同居	1	16.7%	88.9	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:女性20～39歳無職同居	1	16.7%	67.0	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦→子育ての悩み→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上有職同居	1	16.7%	38.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

- ・順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- ・自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

また、「地域自殺実態プロフィール」において、東串良町は、推奨される重点パッケージとして、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」に着目することが指摘されています。

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者
---------	--

高齢者

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患などをきっかけに、孤立や介護、生活困窮などの複数の問題を抱えがちです。

また、地域や社会とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者本人とその家族、周囲の人々に絡んだ複合的な問題もあります。

そうした家庭では支える側と支えられる側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながるものが懸念されます。

高齢者の自殺を防ぐために、高齢者本人を対象にした取り組みのみならず、高齢者を支える家族や介護者などに対する支援も含めて自殺対策の推進が必要です。

さらには、高齢者を対象とした既存事業における支援の拡充・連携も必要です。

生活困窮者

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、精神疾患、発達障害、知的障害、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティなどの多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済困難に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

様々な背景を持つ生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちと認識した上で、生活困窮状態にある人、生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に陥らないように、「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援などと連携して対策を講じる必要があります。

無職者・失業者

無職者や失業者の自殺には、経済的不安、社会的孤立、自己価値の低下が影響していると考えられており、これらが相互に作用して深刻な苦痛を与えている事が考えられます。特に長期失業が精神的ストレスを増大させ、うつ病などのメンタルヘルス問題を引き起こすことがあり、若年層や中高年層の自殺に関連する事例もみられています。

この様な方々を支援するために、「雇用保険」や「職業訓練」、「就業支援サービス」、「地域支援プログラム」、「メンタルヘルス支援」といった制度を活用することで、無職者や失業者の再就職に向けて行動を支え、新たな生活基盤を立て直す取組が重要です。

(3) 東串良町における自殺対策の課題

① 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものであること、また、自殺対策には、悩みを抱えた人を孤立させず、適切な支援を行うことが必要であることが広く町民に認識されるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心として、町民の理解促進を図る必要があります。

② 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、ゲートキーパー研修等による職場、地域における人材育成や居場所づくり等の環境整備など、その要因が軽減されるよう対策を実施する必要があります。

③ 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

悩みを抱えた人を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況なども様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、地域包括支援センター・社会福祉協議会等とも連携し、相談・支援体制の整備・充実が求められます。

(4) 東串良町自殺対策の基本理念・基本方針

① 基本理念

自殺は、その大半が防ぐことができる社会的な問題であり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す上で、地域、家庭、学校、職場などの様々な場所で、個々の様子に気づき、必要に応じて専門機関等へつなぐことが自殺予防においては重要であり、早期の段階で悩んでいる人に気づく身近な支援者を増やし、共生・協働の地域づくりを進めていくことが必要です。

したがって、本計画の基本理念（目指す姿）を「誰も自殺に追い込まれることのない東串良町をめざして」とし、様々な分野の人々や組織が密接に連携し、かけがえのない命を支え合うまちづくりを目指します。

「誰も自殺に追い込まれることのない東串良町をめざして」

② 基本方針

本計画では、「東串良町総合振興計画」のまちづくりの目標の1つである「住民参加による共生・協働のまちづくり」を踏まえるとともに、自殺総合対策大綱における基本認識を基本とし、東串良町における自殺対策の課題解決を図るため、次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

本町の自殺対策の基本方針

基本方針 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

基本方針 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組の推進

自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前に、専門機関等に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

基本方針 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

基本方針 4 自殺対策における実践的な取組と啓発の両輪での推進

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開し、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組と同時に、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、役場職員や精神科医等の専門家につながるとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

基本方針 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働した取組

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない東串良町をめざして」を実現するためには、町だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(5) 施策体系

東串良町では、町の自殺対策の状況を踏まえ、かつ自殺対策の5点の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない東串良町をめざして」の実現を図るため、以下の5つの施策を展開します。

【施策1】自殺予防の理解促進と地域ネットワーク環境の充実

【施策2】人材の育成、相談支援の充実

【施策3】生きることの促進要因への支援

【施策4】こころの健康づくりの推進

【施策5】児童生徒の自殺予防に資する教育の推進

(6) 東串良町自殺対策における具体的取組

【施策1】自殺予防の理解促進と地域ネットワーク環境の充実

自殺に追い込まれるという危機は、どんな人にも起こる可能性があります。危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺は、健康問題、経済問題、人間関係の問題、職場の問題、家庭や学校の問題など様々な要因が関係しています。自殺に追い込まれることがないよう、誰もが安心して生きられるように自殺対策を推進していくことが重要となります。このため、福祉、医療、保健、生活、教育、労働等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。

① 町民の理解促進

平成28年度に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、今や誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及啓発が必要です。

施策	具体的取組	担当課
ア 自殺予防週間の取組	自殺予防週間（9月）において、国、県、関係団体等と連携し、積極的な啓発事業及び支援策の展開に努めます。	福祉課
イ 自殺対策強化月間の取組	自殺対策強化月間（3月）において、国、県、関係団体等と一体となり、積極的な啓発事業、相談事業及び支援策を実施に努めます。	福祉課
ウ 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組	障害者自立支援協議会や各種講座等の機会を通じ、自殺や精神疾患に対する正しい理解の普及に努めます。	福祉課
エ 自殺対策に関する施策の周知の推進	自殺対策事業に係る啓発用リーフレットを作成し、広く町民や関係機関に配布するとともに、ICTやSNSを活用し、相談窓口や自殺対策に関する施策の周知に努めます。	総務課 福祉課

② 地域ネットワーク構築・見守り体制の強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力が必要なことから、ネットワークの強化を進めます。

施策	具体的取組	担当課
ア 自殺対策庁内連絡会議の設置・強化	町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策庁内連絡会議の設置・強化に努めます。	福祉課
イ 高齢者見守りネットワークの強化	高齢者の見守りを行うとともに、異変を認めた場合は適切な支援につなげ、高齢者が孤立することなく、安心して生活を送ることができる地域を形成するためのネットワークの強化に努めます。	福祉課
ウ 肝属地区自殺対策ネットワークの強化	誰も自殺に追い込まれることのない肝属地域を目指すため、肝属地区自殺対策ネットワークの強化により、地域の関係機関が有機的な連携・協働等、総合的に自殺対策を推進します。	福祉課
エ 町民、自治会等との連携・ネットワークの強化	自治会は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る、地域のつながりの基盤です。自殺対策に関する研修の受講を推奨し、自治会長会議等の議題で自殺対策を取り上げるなど、各自治会で自殺対策に関する取組について働きかけるなど、自治会との具体的な連携の方法を検討していきます。	総務課
オ 社会福祉協議会活動の支援	住民が主体となって福祉活動を進める機関である社会福祉協議会に対し、社会福祉の増進を図る目的で補助することにより、きめ細かな福祉活動の展開を促進します。	福祉課

<p>オ 民生委員・児童委員活動の支援</p>	<p>民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の円滑化を図るとともに、社会福祉の増進を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>カ 地域福祉計画の推進</p>	<p>地域福祉計画基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」に向けて、計画に基づき、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるよう、計画の推進に努めます。</p>	<p>福祉課</p>

【施策2】人材の育成、相談支援の充実

自殺対策においては、悩んでいる人に寄り添い、触れ合いを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

また、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を必要です。

従って、多く町民の方にゲートキーパーとしての意識の高揚を図り、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場による行動支援の推進が必要です。

① ゲートキーパーの養成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応が重要であり、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の育成を進めます。

施策	具体的取組	担当課
ア 町職員を対象とした人材育成	町民の多様な相談に寄り添い、自殺リスクを抱えた町民の早期発見・早期対応し、また気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、自殺対策やメンタルヘルスについての研修を開催し、加えてゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	総務課 福祉課
イ 町民を対象とした人材育成	町民に身近な地域においては、見守り体制の強化を図り、気づき役やつなぎ役を担えるよう、自殺対策や「こころの健康」についての研修、ゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	福祉課
ウ 福祉関係者を対象とした人材育成	日常的に町民の生命・身体・精神・生活の基盤に深く関わっている福祉従事者、医療介護従事者に対し、対象者により包括的な支援ができるよう、自殺対策の基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	福祉課

エ 教育関係者を対象とした人材育成	子ども、児童生徒と接する教職員や、子育てしている保護者と接する関係施設職員に対し、子どものSOSに気づき、つなぎ、見守ることができるゲートキーパーを養成します。	管理課
オ 事業所向け研修	町内事業所の管理職等に対し、従業員のメンタルヘルスに気を配り、職場において気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、心身の健康保持、自殺対策基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	企画課

② 相談支援体制の充実

自殺に至る背景には、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮や過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。問題や悩みをひとりで抱え込まず相談できる相談支援体制を充実するとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

施策	具体的取組	担当課
ア 保健師による相談	自殺の原因は健康問題によるケースも多いことから、保健師による家庭訪問や面談等で身体やこころの相談の充実に努めます。	福祉課
イ 高齢者総合相談	自殺は高齢者に多いため、認知症や介護、うつに関する相談を実施し、本人や家族の身体やこころの相談の充実に努めます。	福祉課
ウ 障害者総合相談	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を図ります。	福祉課
エ 人権相談	家庭内のトラブルや近隣問題等いじめ、差別、セクハラ、パワハラ等に関する相談の支援を行います。	住民課

<p>オ 法律相談</p>	<p>不動産登記、商業・法人登記、相続、多重債務、成年後見、その他様々なトラブルや法律紛争、法的手続きの身近な法律相談の支援を行います。</p>	<p>総務課</p>
<p>カ 生活保護に関する相談</p>	<p>相談者やその家族が抱える様々な問題の把握に努め、経済的問題のために自殺リスクを抱える町民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>キ 教育相談・学校相談</p>	<p>各学校に教育相談コーディネーターの配置・強化に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー、教育相談員及びスクールカウンセラー等による相談体制の強化に努めます。</p>	<p>管理課</p>

【施策3】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進していきます。

① 高齢者に対する支援（重点施策①）

高齢者は身体機能、認知機能の低下や親しい人との死別などから、閉じこもりやうつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから地域包括支援センター事業や地域包括ケアシステム等と連動した包括的な事業の展開を図る必要があります。

こころの健康状態は、睡眠の充足度、地域とのつながり、相談相手の有無にも左右されることから、高齢者の環境の変化に応じた支援に努めます。

施策	具体的取組	担当課
ア アクティブシニアの推進	地域社会と関わる機会が少ないと言われる男性シニアの地域参加を支援し、地域社会との結びつきを図るため各種講座を開催します。	企画課 福祉課
イ 地域ケア会議の機能強化	高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組みます。	福祉課
ウ 在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護・福祉関係者等に自殺に関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	福祉課
エ 介護予防・閉じこもり予防の推進	要支援者などに対し、介護予防を目的にして、日常生活の支援及び機能訓練や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスの提供をします。	福祉課
オ 認知症カフェの強化	認知症の人やその家族が気軽に出かけられ、また地域の人たちとの交流を深めるための場として、認知症カフェの開催に努めます。	福祉課

<p>カ 高齢者見守りネットワークの充実</p>	<p>高齢者の見守りを行うとともに、異変を認めた場合は適切な支援につなげ、高齢者が孤立することなく、安心して生活を送ることができる地域を形成するための見守りネットワークの充実に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>キ 地域包括支援センター運営事業</p>	<p>地域包括支援センターにおいて、介護・福祉・権利擁護・虐待など高齢者や家族の総合的な相談や支援の充実に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>ク シルバー人材センターへの支援</p>	<p>働く意欲のある高齢者に対し、生きがいとやりがいを持てる社会的な役割を提供し、就業を通じた社会参加・社会貢献を促進するシルバー人材センターの活動を支援します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>ケ 老人クラブ活動の充実</p>	<p>社会を担う主体として若い世代と手を取り合い「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の展開を推進します。</p>	<p>福祉課</p>

② 生活困窮者に対する支援（重点施策②）

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。

そのため、様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを踏まえ、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的、包括的に支援していきます。

施策	具体的取組	担当課
ア 生活困窮者自立支援事業	<p>関係機関において生活困窮者が自立相談支援につなげる体制を整備し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業により、早期段階から個別支援の提供に努めます。</p> <p>また、生活困窮者の課題をアセスメントし、それぞれに応じた各種相談が行われるよう、関係機関との連携に努めます。</p>	福祉課
イ 低所得者の生活支援	<p>民生・児童委員、社会福祉協議会、県やハローワークと連携し、低所得者の的確な把握に努めるとともに、生活の安定と自立支援に向けた活動を推進します。</p>	<p>総務課 福祉課 税務課</p>
ウ 町営住宅管理	<p>町営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えている方も少なくない状況から、管理や公募を担当する職員が、入居者の家庭状況の把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。</p>	建設課
エ 生活保護に関する相談	<p>相談者やその家族が抱える様々な問題の把握に努め、経済的問題のために自殺リスクを抱える町民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。</p>	福祉課

施策	具体的取組	担当課
オ 消費生活問題相談	消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、適切な相談窓口の情報提供に努めます。	企画課 福祉課

③ 妊産婦・子育てをしている保護者への支援

全国における妊産婦の死因上位は自殺であり、原因は産後うつ、育児のストレス、などが関係しています。

本町では妊婦・産婦・子育てをしている保護者に対して、保健師、栄養士、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育てに至る包括的な支援を行っており、今後も引き続き支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

施策	具体的取組	担当課
ア 保護者への相談支援	悩みや生活上の諸問題のある児童生徒とその保護者に対し、学校や家庭、関係機関と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供など悩みや生活上の諸問題解決に向けた支援を行います。	福祉課 管理課
イ 子育て中の保護者の居場所づくりの構築	子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が交流し、悩みの共有や情報交換のできる場の提供に努めます。	福祉課
ウ 妊産婦訪問事業・新生児訪問事業の実施	対象の妊婦に、出産後の母子保健サービスの周知に努めます。保健師等が、新生児及び産婦に対し、新生児訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境を確認するとともに、乳幼児健診や予防接種の受診勧奨等に努めます。	福祉課
エ 子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、専任保育士が常駐し、開放の他にも遊びの教室・育児相談・子育てサークル・ボランティア育成支援など、子育て関連情報の提供を行います。	福祉課

オ 要支援家庭の早期発見・支援	保育所、幼稚園、子育て支援センター及び小・中学校と連携し、要支援家庭の早期発見・支援に努めます。	福祉課 管理課
カ ひとり親家庭への支援	関係機関との連携強化による保育所入所や就労支援等、生活全般にわたり、ひとり親家庭への相談支援に努めます。	福祉課

④ 自殺未遂者及び遺された人への支援

自殺未遂者は、自殺企図を繰り返すうちに、自殺に至ってしまう場合があります、再度の自殺企図を防ぐために、長期的な支援が必要となります。

自殺者の遺族は、家族が亡くなったことに対して自責の念を抱きやすく、悲嘆反応からの回復が円滑に進まず、うつ病などの精神疾患を患う可能性があります。また、遺族の後追い自殺の危険性も指摘されており、自死遺族の心のケアや問題解決に向けた支援の充実を図るとともに、町民の自死遺族への理解や支援の促進を図ることが必要です。

施策	具体的取組	担当課
ア 自殺未遂者への支援	自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導、助言等を行っていきます。	総務課 福祉課
イ 遺された人への支援	同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合えるような会などを紹介するなどして、遺族の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っていきます。	福祉課

【施策4】こころの健康づくりの推進

さまざまなストレスを抱えることが多い現代社会で、ストレスを抱え込むことは、心身に影響をもたらし、うつ病などの心の病につながります。自殺に至るまでの要因は様々ですが、身近な地域や学校、職場における心の健康づくりの推進が必要です。

こころの問題の解決に向け、知識や相談に関する情報提供や教育の推進に努めます。

① 地域におけるこころの健康づくり

健康維持・増進に関する事業は、現在、様々な所管課において行われていますが、全国的に自殺の原因は、健康問題が最も多くなっています。

いつまでも健康で元気に地域で生活できるように、今後もこころと身体の健康を総合的に支援できる体制の整備、取組を強化することが必要です。

施策	具体的取組	担当課
ア 健康教育の充実	心の健康や自殺に関する正しい知識について、健康教育の機会を通して普及啓発を行います。	福祉課
イ 健康相談及び家庭訪問の強化	妊産婦・乳幼児・思春期・青壮年期・高齢期すべての方の健康に関する相談に応じます。	福祉課
ウ 人権教育・啓発活動	DV、子どもの人権、高齢者・障害者、同和問題解決のための人権教育・啓発を、学校や地域社会、職場や家庭など、様々な機会や場所を捉えて教育・啓発活動を行います。	総務課 福祉課 社会教育課
エ ふれあいいきいきサロンの充実	地域の公民館など、身近な場所で行う住民主体の交流の場づくりを支援します。	福祉課
オ 生きがいづくり支援	福祉施設や地域の公民館、町内会館において教養講座、趣味活動講座、レクリエーションなどを提供することにより、閉じこもりを予防し、社会的孤立感を解消に努めます。	福祉課
カ 精神障がい者に対する訪問指導	精神障がい者に対し、病気の予防、社会復帰支援のための訪問指導を実施します。	福祉課

② 学校におけるこころの健康づくり

本町においては、学校におけるいじめも10歳代の自殺のリスクは低いものの、全国的には高くなっています。学校においては児童の悩みを受け止められるよう相談体制を強化するとともに、不登校児童への対応やいじめ対策、命を大切する教育を推進します。

施策	具体的取組	担当課
ア 生徒指導・教育相談の充実	一人一人を大切にし、信頼関係に立つ教育を推進するため、情報収集に努めるとともに、関係機関が連携できるよう、報告・連絡・相談体制を強化します。	管理課
イ 学校内における相談体制の強化	各学校に教育相談コーディネーターの配置・強化に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー、教育相談員及びスクールカウンセラーによる相談体制の強化に努めます。	管理課
ウ 不登校児童生徒への対応	不登校児童生徒の悩み等の相談支援の強化に努め、一日も早い復帰と児童及び生徒の自己実現を図るため、必要に応じた適応指導に努めます。	管理課
エ いじめへの対応	いじめ対策については、「いじめ防止のための基本的な方針」に基づき、いじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見の徹底に努めます。	管理課
オ 命を大切にする教育の推進	道徳、特別活動、保健・体育、総合的な学習の時間を活用し、教育活動全体で命を大切にする教育を推進します。	管理課

③ 職場におけるこころの健康づくり

就労者の自殺も同様に増加しており、職場環境のさまざまな負荷が労働者の心の健康に重大な影響を及ぼしていることから、こころの健康づくりの普及啓発を図り、関係機関と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策が必要です。

そのため、町役場におけるメンタルヘルス対策を進めるとともに、町内企業における取組の普及に努めます。

施策	具体的取組	担当課
ア メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修を開催し、各相談窓口の周知と、こころの健康についての理解促進を図ります。	総務課
イ 事業所向け研修(再掲)	町内事業所に対し、従業員のメンタルヘルスに気を配り、職場において気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、心身の健康保持、自殺対策基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	福祉課
ウ ワークライフバランスの推進	仕事と生活の両立に対応できる職場環境づくりや、職場のメンタルヘルス向上に向け、労働問題について町民の意識向上を図り、ワークライフバランスを推進します。	総務課 企画課

【施策5】児童生徒の自殺予防に資する教育の推進

自殺対策基本法では、かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の醸成や、児童生徒が強い心理的負担を受けた場合の対処方法等の教育を学校で実施することが求められています。また、教職員や保護者等周囲の大人が、子どもの出したSOSに対して気づき、受け止めることができるようにしていくことが重要です。

また、いじめ、不登校、暴力行為等、児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒のこころの問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育分野、福祉分野の横断的視点による事業展開が必要です。

① 学校教育における児童生徒への教育

学校教育において、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を国の動向等を踏まえつつ促進していきます。児童生徒が困難な事態やストレスを受けた場合の対処方法として、相談することの大切さを伝えていきます。

施策	具体的取組	担当課
ア 学校支援教育相談	学校内の支援体制整備や特別な支援を必要とする児童生徒への理解や支援の方法等について、専門機関との連携に努めます。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、教員との連携強化を図ります。	管理課
イ 生徒指導の充実	学校で定期的に生活アンケート等の実施や担任との教育相談等を通じて、SOSを発していないかの把握に努めるとともに、日頃から教職員に相談しやすい体制づくりに努めます。	管理課
ウ 道徳教育、人権教育の推進	学校教育全体で、道徳教育や人権教育を推進し、自他の命の尊さを学ぶとともに、保健体育等の学習において、ストレスの対処や信頼できる相手に相談すること等の指導を行います。	管理課 社会教育課

② 子どものSOSを気づくことのできる大人の育成

SOSを出した子どもたちに対し、保護者や周囲の大人がしっかりと気づき、受け止め、支援のできる環境づくりに努めます。

施策	具体的取組	担当課
ア 家庭教育の充実	P T A等との連携により、家庭の教育力の向上や地域全体で子どもを育てる意識を醸成するために、地域の公民館で講演会を検討します。	管理課 社会教育課
イ 教育相談の充実	本人や保護者または教職員等からの児童生徒についての教育相談を来所・電話・訪問により行います。	管理課

第6章

成年後見制度利用促進基本計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景

本町の高齢者人口は、年間 300 人程度の増加で推移しています。それに伴い、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

本町では、認知症や知的障がい、精神上的の障がい等により物事を判断する能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に取り組んできたところです。

引き続き、令和6年度に実施した「地域福祉計画アンケート調査」の結果等から見えた課題等や、国、県の動向を踏まえ、さらなる成年後見制度の利用促進を図るため、第1期成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律■

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から11年度までの5か年です。「東串良町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「東串良町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画」、「健康ひがしくしら21」、「東串良町自殺対策計画」の見直しに伴い、本基本計画を該当する部分に統合して行く予定です。

4 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神上的の障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「本人」という。）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」という。）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

成年後見制度	法定後見	類型	概要	
		後見	日常生活において判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を支援します。	低 ↑ 判 断 能 力 ↓ 高
		保佐	日常生活において判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人への支援を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	
	補助	日常生活において判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において、「補助人」の同意を条件として、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人への支援を図ります。		
任意後見	判断能力のある人が、あらかじめ自ら「任意後見人」を選び、将来、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを事前の契約（任意後見契約）によって決めておく制度です。			

5 本町の現状について

(1) 制度に関する相談及び支援件数

本町では、令和4年度より肝付町社会福祉協議会を中核機関に位置付け、「おおすみ地域成年後見センター」（以下、「成年後見センター」という。）を近隣4町（大崎町、肝付町、錦江町、南大隅町）と共同設置しており、制度に関する利用相談や利用支援を行っています。成年後見センターに寄せられる相談、支援件数はともに増加しています。

■成年後見制度相談及び支援件数■

項目	令和4年4～6月	令和4年7～9月	令和4年10～12月	令和5年1～3月
相談件数	7件	4件	4件	8件
支援件数	0件	1件	0件	0件

[資料]おおすみ地域成年後見センター ※支援件数は、成年後見制度の申立に係る申請支援件数

(2) 制度利用者数

成年後見制度の利用者数は、鹿児島家庭裁判所の集計によると、本町では196人となっています。（令和5年6月30日現在）

(3) 成年後見制度利用開始に係る審判申立件数

成年後見制度を利用するためには、利用したい本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、後見等の開始の審判を申立する必要があります。申立ができるのは、原則として、本人、配偶者、親族（4親等内）となっています。

しかしながら、身寄りがない高齢者や障がい者など、自ら申立を行うことが難しい方への支援等を目的として、本町では町長による成年後見制度に係る審判請求（町長申立）を実施しています。

■成年後見制度に関する申立件数と市町村長申立件数■

項目		令和3年	令和4年	増減
東串良町	総件数	1件	1件	なし
	町長申立件数	1件	1件	なし
	割合（※）	100%	100%	なし

[資料]鹿児島家庭裁判所 ※割合：申立の総件数に占める市町村長申立件数の割合

※各年、1月～12月の統計

(4) 報酬助成件数

本町では活用できる資産や貯蓄がない等の理由で、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に報酬費用の助成を行っています。

助成件数は、令和3年度・令和4年度で0件となっております。

■成年後見制度に関する報酬助成件数■

項目		令和3年度	令和4年度	増減
東串良町	高齢者	0件	0件	なし
	障がい者	0件	0件	なし

[資料]福祉課

(5) 日常生活自立支援事業

成年後見制度を補完するものとして、「日常生活自立支援事業」という制度があります。日常生活自立支援事業は、認知症の症状がある人や、知的障がい、精神障がいのある方など、自己決定能力が低下しているために、様々な福祉サービスや日常的な金銭管理に困難を抱えている方を対象に、日常生活の支援をする事業です。利用相談などについては社会福祉協議会で行っています。

制度利用者は令和4年度末現在3人で、問い合わせや相談、援助等の支援数は横ばいで推移しております。

■日常生活自立支援事業利用者数■

項目	令和3年度	令和4年度	増減
利用者数	3人	3人	なし

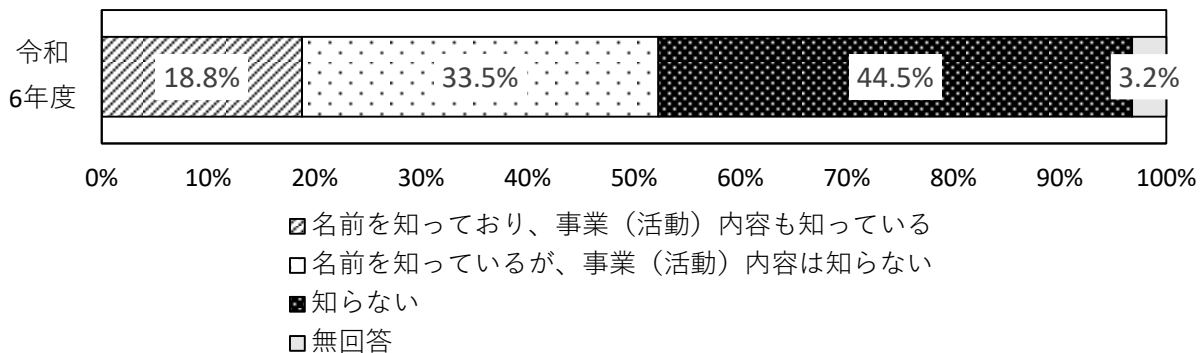
[資料]東串良町社会福祉協議会

6 ニーズ調査の取組について

(1) 町民アンケートの結果について

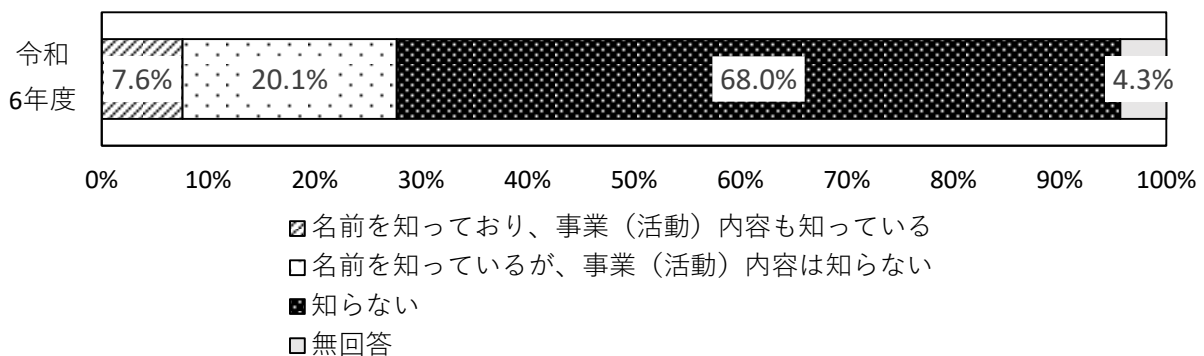
① 成年後見制度の認知度

今回の結果を見ると「知らない」が44.5%と最も高く、次いで「名前を知っているが、事業（活動）内容は知らない」が33.5%、「名前を知っており、事業（活動）内容も知っている」が18.8%となっています。



② おおすみ地域成年後見センターについて

令和4年度から肝付町社会福祉協議会が実施している「おおすみ地域成年後見センター」の認知度について結果を見ると「知らない」が68.0%と最も高く、次いで「名称だけを知っている」が20.1%、「内容を知っている」が7.6%となっています。



7 施策の展開

本町を取り巻く社会情勢の変化や、ニーズ調査の取組によって見えてきた現状などを踏まえ、「第1期東串良町成年後見制度利用促進計画」では、次の2つの基本施策を掲げ、実効性のある施策の展開に取り組みます。

基本施策1 地域で支える体制づくり

基本施策2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 地域で支える体制づくり

(1) 地域連携ネットワークの構築

専門職（弁護士会、司法書士会、行政書士会及び社会福祉士会等）や福祉団体、地域団体、金融機関、行政機関等（以下「専門職等」という。）と連携及び協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。

そのため、専門職等で組織される「おおすみ地域成年後見センター」において、支援体制の在り方や制度利用に繋がる取組について協議し、成年後見制度の利用促進に努めます。

● 地域連携ネットワークの三つの役割及び具体的な取組

① 権利擁護支援の必要な人の発見、支援

町、成年後見センターが、地域住民や民生委員・児童委員等から相談を受けることにより、権利擁護支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状況であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人など）の発見に努め、必要な支援へ繋がります。

② 早期の段階からの相談や対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐、補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、広報、周知を行い相談窓口等の体制を整備します。

③ 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用に関し、成年後見センターが中心となって、専門職等と連携・協働して、支援体制を構築します。

(2) 中核機関（成年後見センター）の整備

地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための中核機関（成年後見センター）を設置し、パンフレット等を活用した成年後見制度の周知、啓発や相談窓口の周知を行います。

また、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行のため、地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等と連携を図り、地域における対応力を強化していきます。

● 中核機関（成年後見センター）の役割及び具体的な取組

① 広報機能

- 成年後見制度にかかる講演会、研修会などの開催
- パンフレットやSNSを活用した広報

- ② 相談機能
 - 申立に関する相談支援
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - 受任者調整（マッチング）等の支援
 - 本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の調整に係る体制整備
 - (ア) 担い手の育成・活動の支援
 - 法人後見、市民後見の担い手などの育成・支援に向けた検討（養成研修内容の整備等）
 - (イ) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
 - 関連制度を利用している方のうち、制度利用が望ましいケースに関する調整及び支援
- ④ 後見人支援機能
 - 成年後見センターにおいて、後見人等からの相談対応実施

基本施策2 安心して暮らせる地域づくり

（1）見守り体制の整備

虐待や消費者被害等の権利侵害や支援の拒否（セルフネグレクト）など、判断能力が不十分なために自ら支援を求められず、権利や生活を守ることができない人のために、地域連携ネットワークに参加する関係団体や機関等と連携、協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、身近な相談窓口の周知に努め、行政窓口や東串良町社会福祉協議会での相談受付体制を整備し、情報収集を行います。

（2）成年後見制度の啓発と周知

成年後見制度は、判断能力が不十分な本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段です。そうした認識を地域連携ネットワークに参加する関係団体や機関等と共有し、利用を必要とする人や、支援を求める声を挙げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどについて、理解してもらうよう努めます。

成年後見センターでは、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体や機関と連携しながら、パンフレット作成、配布、研修等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

（3）予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助、保佐類型の利用や、将来に備えての任意後見の活用を案内する等、早期の予防的視点を持って支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用支援事業により、町長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行います。また、本事業についてホームページ等により周知を行います。

① 町長による審判の申立（町長申立）

判断能力が十分でない人が後見等を必要な状況であるにも関わらず、本人や親族等による申立を行うことが難しい場合に、町長が家庭裁判所に後見人等の選任申立を行います。また、資産状況等により申立費用を助成します。

② 後見人等への報酬助成

成年後見制度を利用している人で、報酬の負担が難しい資産状況である場合に、後見人等への報酬助成を行います。

日常生活自立支援事業等から成年後見制度に移行する際に、町長申立や報酬助成に繋がるケースがあります。成年後見制度を利用したい方が円滑に制度を利用できるよう、関係機関の連携を強化します。

(5) 成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族や、司法書士等の専門職、そして法人などがその担い手となっています。今後に向けては、担い手の確保のため日常生活自立支援事業専門員や利用支援員への支援の充実や町民後見人の養成、法人後見事業について検討します。また、親族後見人等の活動を支える体制の整備を行います。地域連携ネットワークやチームでの支援により、親族等が日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、親族等の孤立を防いだり、不正の発生を未然に防ぐ効果などもあります。

親族や地域と疎遠であったり、身寄りが無い被後見人等が死亡した場合、葬儀の手配や死後の手続きが円滑に進まないケースがあるため、東串良町社会福祉協議会と連携し、死後事務について検討していきます。

8 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活保障）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、計画の実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（点検と評価）、A c t i o n（改善）のPDCAサイクルを活用し、実行性のある取組の推進を図ります。

第7章

身寄りがない方への支援

第7章 身寄りがない方への支援

1 「身寄り問題」とは

人々が困難に直面した際、通常は家族や親族といった身近な存在に援助を求めるのが一般的です。近年、親族が全く存在しない方や、核家族等の増加などにより、親や家族といった親族や近隣住民に頼ることができない方が増えています。その結果、身寄りがない方（関係性上頼れない人も含む）が増加し、今後も増え続けると予測されています。

身寄りがないことにより、「入院・入所等の連帯保証」「医療同意」「金銭管理」「死後対応」など様々な場面において不便が生じており、このような問題を「身寄り問題」と呼んでいます。

2 本町の現状について

身寄り問題に関する状況を踏まえ、身寄りがない方への支援のあり方について、成年後見制度の利用促進や、東串良町長同意による医療保護入院等を実施しました。

3 課題

本町を取り巻く社会情勢の変化や、アンケート調査等により見えてきた現状などを踏まえ、「身寄り問題」について以下の課題に取り組みます。

- (1) ガイドラインの策定
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 「身寄り問題」に関する広報や啓発

4 施策の展開

3つの課題に対するそれぞれの取組を通して、身寄りがない方への支援について、施策の展開に取り組みます。

- (1) ガイドラインの策定

医療機関や民間福祉事業所等を対象に作成した「身寄りがない方への支援の在り方ガイドライン」について、国や県の動向等を踏まえ、関係団体と協議の上、策定を行います。

本ガイドラインは、東串良町の医療機関や民間福祉事業所等の身寄りがない方を受け入れる立場にある方が活用するガイドラインとして位置づけ、身寄りがない方の施設入所等が円滑に行われるよう取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化

医療機関や民間福祉事業所等、校区コミュニティ協議会等の地域団体との情報共有に努め、支援体制の強化を図ります。また、見守り活動等に関する地域事例について、校区コミュニティ協議会等の地域団体を通じ情報提供を行い、地域の取組について支援を行います。

(3) 「身寄り問題」に関する広報や啓発

「身寄り問題」について、東串良町社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度等の権利擁護の仕組み等により周知や啓発を行います。

第8章

再犯防止推進計画

第8章 再犯防止推進計画

1 策定の背景

近年、全国的に刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者数も減少しているため、検挙された人数に占める再犯者の比率は、相対的に増加傾向にあります。法務省発行の「令和5年版 再犯防止推進白書」によると、平成15年の再犯者率が35.6%であったのに対し、令和4年の再犯者率は47.9%となっており、19年の間に12ポイント程増加しています。

国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29年12月、再犯防止推進計画が策定されました。また、鹿児島県では平成31年3月、鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。本町でも令和4年7月に「東串良町再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等の取り組みを推進してきました。

再犯防止の推進は、効果がすぐにあらわれるものではなく、継続的な支援が必要な取り組みである。東串良町が取り組むべき再犯防止施策の方向性及び重点的な取り組みを明らかにしたこれまでの計画を見直し、今後も東串良町として再犯防止を推進するため、ここに第2次東串良町再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止法第8条の規定に基づく、「地方再犯防止推進計画」であり、再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、犯罪や非行をした人が孤立せずに、地域の一員として社会復帰できるよう、施策の推進を図ることを目的に、再犯防止推進計画を策定するものとします。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

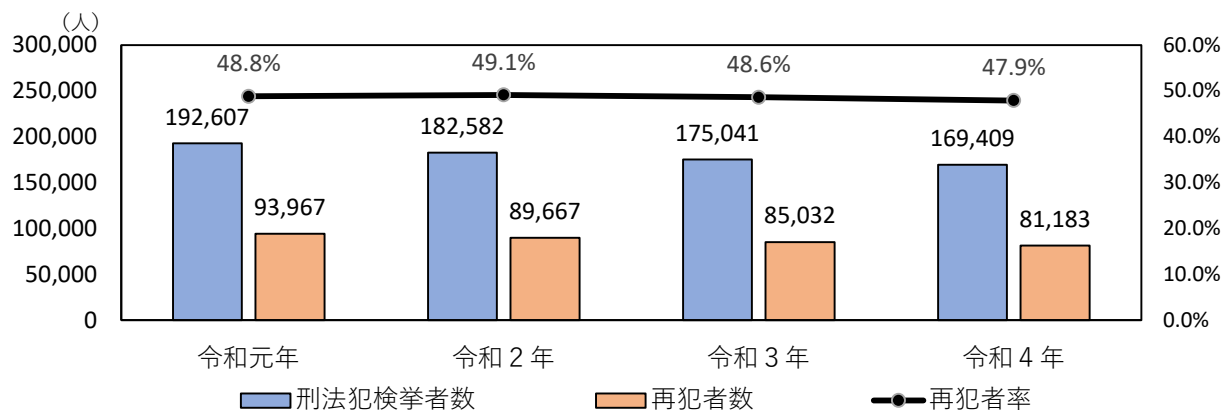
3 計画の期間

本計画は、東串良町地域福祉計画と一体的に策定することとし、計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

4 犯罪情勢について

国内の刑法犯検挙者数、再犯者数は、ともに減少傾向にあります。再犯率は、依然として50%近くで高止まりしています。

■ 国内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 ■

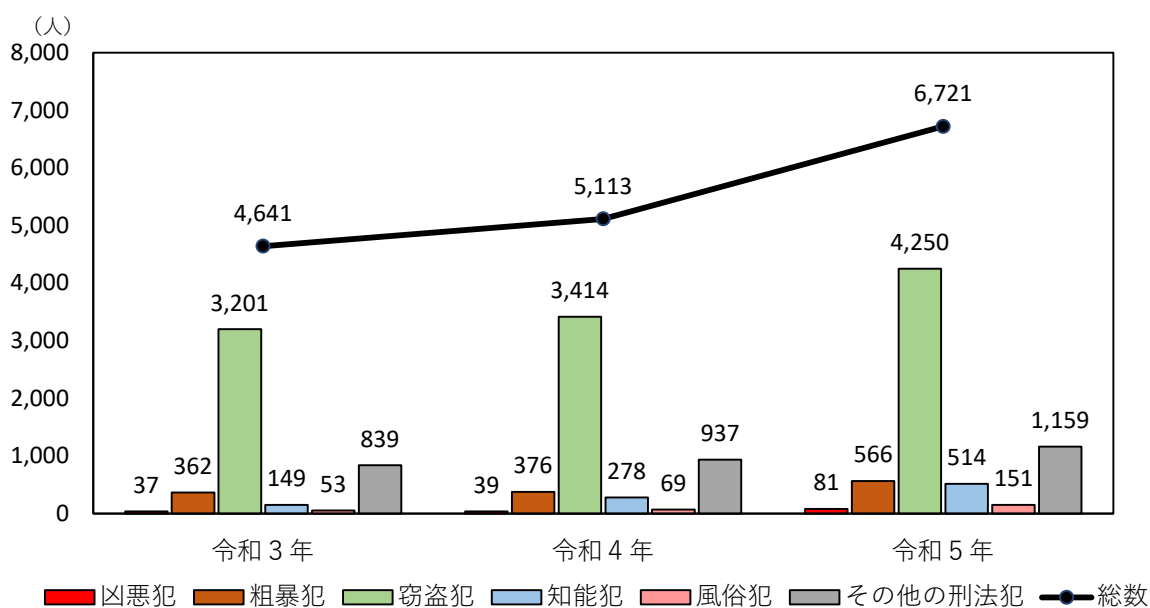


※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいい、「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

[資料]再犯防止推進白書（令和5年度版）

県内の鹿児島県刑法犯認知件数は、直近3か年では増加傾向であり、令和5年度は、認知件数6,721人と令和3年と比較して1.45倍となっています。

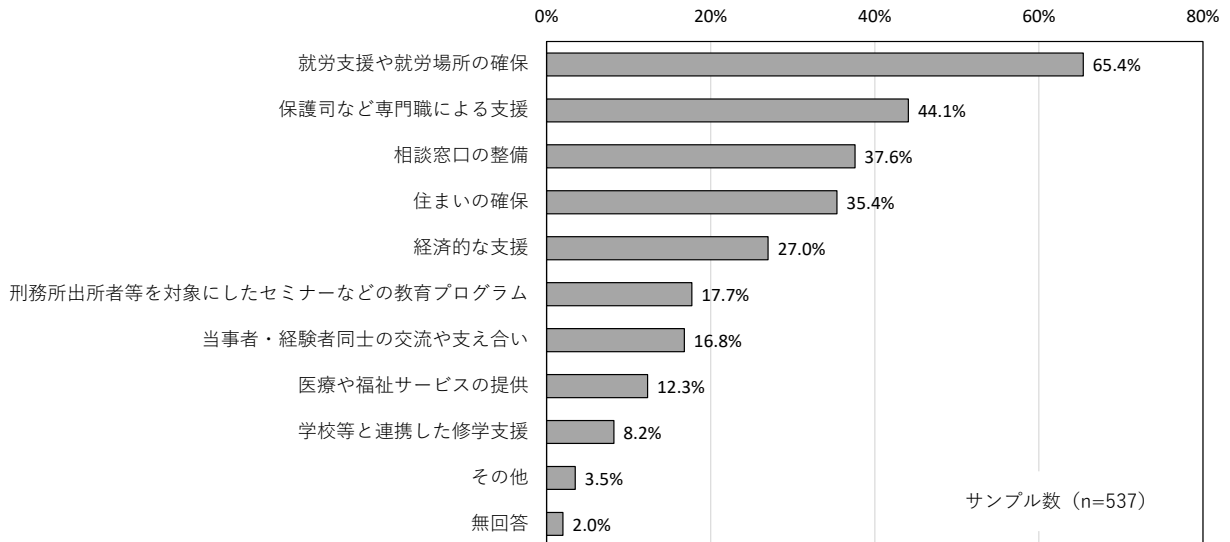
■ 県内における刑法犯認知数 ■



資料：鹿児島県警ホームページ

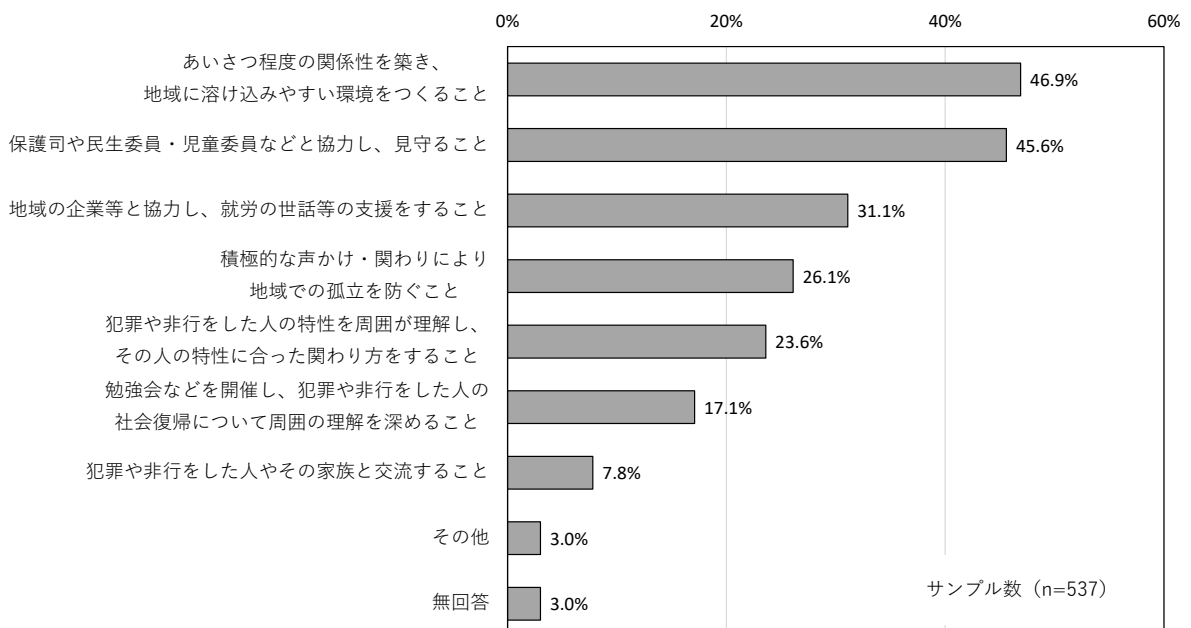
町民アンケートの結果によると、犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止の支援策について、「就労支援や就労場所の確保」、「保護司などの専門職による支援」、「相談窓口の整備」についての回答が多くなっています。

■ 犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止支援 ■



犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援については、「あいさつ程度の関係性を築き、地域に溶け込みやすい環境をつくること」、「保護司や民生委員・児童委員と協力し見守ること」が4割以上となっており、「犯罪や非行をした人」として特別視することなく、地域の一員として支援していくことが重要とする回答割合が高い傾向がみられました。

■ 犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援 ■



5 課題

国及び県の再犯防止推進計画と町民アンケートの結果を踏まえ、犯罪や非行をした人が地域で孤立することを防ぎ、再び地域社会の一員となることにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心なまちづくりに寄与するため、次の課題に取り組みます。

- (1) 関係機関や団体等との連携強化
- (2) 就労及び住居の確保
- (3) 保健医療、福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学校と矯正施設等と連携した修学支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報や啓発活動の推進

6 計画の基本方針

(1) 基本方針

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における5つの基本方針及び令和6年3月に策定された「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」の内容を踏まえ、本町の実情に応じた計画を策定し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら次の重点項目により再犯の防止等に関する取組を推進します。

(2) 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、次に掲げる3つの取組を重点的に推進します。

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 就労・住居の確保
- ③ 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供

7 施策の展開

(1) 広報・啓発活動の推進

町民にとって馴染みの薄かった再犯防止、または罪を犯した人々の社会復帰支援についての理解を深めるため、町と関係団体が主体となり、町民に広報・啓発活動を推進します。

① 「社会を明るくする運動」強調月間における啓発活動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、保護司の方々が、町内各小中学校においてあいさつ運動を実施します。あいさつは、地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成する役割があります。あいさつ運動を実施することで、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みやすい地域社会づくりに繋げていきます。

また、小中学生を対象に作文の募集を行うなど、期間中様々な啓発活動を実施していきます。

② 保護司と町長との意見交換

肝属保護区保護司会の方々が町長を訪問し、保護司の日頃の活動内容や現状の問題等について、町長と意見交換を行います。

③ 町広報誌やホームページ等による啓発

7月の強調月間中に町広報誌やホームページに「社会を明るくする運動」についての記事掲載や、役場庁舎内のデジタルサイネージでのポスター掲示、防災無線での呼びかけに等より、運動の周知を図り、犯罪や非行のない明るい地域社会を目指すための啓発活動を行います。

(2) 就労・住居の確保

刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者であり、また、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。仕事についていない者の再犯率や帰住先の確保されていない者の再犯率の高さ、期間の短さから、これらの対策を講じることが、再犯防止の上で重要となります。

① 就労の確保について

刑犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの就労支援について、更生保護団体、協力雇用主会、ハローワーク等関係団体と協力し、就労しやすい環境づくりを目指します。

② 住居の確保について

住居については、身元引受人、更生保護関係者、その他関係団体と連携して、住居の確保に努めます。また、町営住宅の募集状況について、広報誌や町ホームページを活用し、情報提供を行います。

(3) 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、肝属保護区保護司会や県地域生活定着支援センター等関係各機関と連携し、出所後の行政・福祉サービス等を受けることができる必要があります。

① 保健医療・福祉サービス等の利用について

保健医療・福祉サービスは、罪を犯した者等であるか否かにかかわらず、誰にでも提供されます。支援が必要な人の状況に応じた適切な支援ができるよう、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携を図ります。

② 薬物依存者への支援等について

近年増加している薬物依存者は、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、専門医及び薬物依存者の民間支援団体、民間回復支援施設等と連携、情報提供を行い、更生の支援を行っていきます。

③ 非行の防止について

各小中学校において、犯罪予防、再発防止のための作文募集や、毎年 7 月に全国展開される「社会を明るくする運動」強調月間において、保護司と共に、あいさつ運動等の活動に取り組みます。

8 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体との連携強化

国や県、刑事・司法関係機関、保護司会等の関係団体と連携・情報共有しながら計画の円滑な推進に努めます。

(2) 庁内関係部署との連携

庁内関係各課と連携し、相互に情報共有等を図りながら、全庁的に計画を推進していきます。

資料編

資料編

1 東串良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○東串良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年6月27日東串良町告示第46号

東串良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び計画的な推進を図るため、東串良町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、委員会においては平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、町長に提案するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉団体の代表
- (5) 住民代表
- (6) 関係機関職員
- (7) その他町長が認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、東串良町福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 東串良町地域福祉計画策定委員名簿

	選出区分	所属団体などの名称及び役職	委員名
1	学識経験者	町議会代表	西園 貞美
2	保健、医療及び 福祉関係団体の代表	地域医師会代表	原田 省吾
3		福祉施設代表	谷口 一喜
4		福祉施設代表	三宅 大介
5		介護支援専門員代表	齋藤 智子
6	ボランティア組織及び 社会奉仕団体の代表	東串良町青年団	和田 圭剛
7	社会福祉団体の代表	東串良町社会福祉協議会	重 俊一
8		東串良町民生委員協議会	新福 峰子
9		東串良町老人クラブ連合会	野口 幸司郎
10	住民代表	振興会代表	堂免 京子
11		振興会代表	荒武 一江
12	関係機関職員	肝属地区障がい者基幹相談支援センター	内村 純一
13		地域包括支援センター	内村 大輔
14	その他町長が認める者	東串良町副町長	大園 保広

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

英語で手を伸ばすこと。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。

エヌ・ピー・オー（NPO）

「Non Profit Organization」。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県などからの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体をNPO法人と言う。

か行

虐待

力の強い者が、抵抗する力がない者か極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のほか、ネグレクト（無視、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど）があります。

協力雇用主会

犯罪や非行をした者を雇用し、立ち直りを助ける民間の事業者の集まりです。雇用の対象は、保護観察を終了した人たちです。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、

話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

校区コミュニティ協議会

小学校区を基本として、自治会や子ども会、高齢者クラブなどの各種団体が連携し、校区の目標や課題について話し合い、行動する場の協議会。

さ行

再犯防止推進白書

平成28年12月に成立・施行された「再犯防止推進法」に基づき、法務省が国会に提出する年次報告書。再犯の防止等に関する施策について、これまで各府省庁が取り組んだ施策等が掲載されています。

社会資源

利用者がニーズを充足させ、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資源、物質、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術などの総称。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加や協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織のこと。民間組織としての「自主性」と、会員である町民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティアなどの生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発や関係者間の情報共有・連携体制づくりなどを担う者。

た行

地域包括支援センター

公正かつ中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見や防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関。

な行

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民が集まって仲間づくりや情報交換を行う場。

は行

8050問題

80代の高齢の親が、長期間引きこもる50代の子どもの生活を支えることで生じている社会問題。8050問題の長期化による9060問題への移行も問題となっています。

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味を示す言葉。障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

福祉避難所、指定福祉避難所

福祉避難所とは、大規模災害発生時、小・中学校の体育館などの一般の指定避難所での生活が困難な方を対象とする二次避難所を指します。災害時にすぐに開設されず、甚大な被害が発生し、長期間の避難生活が必要とされる場合に開設されます。災害の規模や一般の指定避難所での状態や受入施設の状態により、町の判断に基づき開設され、受入れにあたっては、一般の指定避難所（一次避難所）で避難者の心身状態などを確認し、施設等の調整をしたうえで受入れ体制を整えることとなります。

指定福祉避難所とは、避難所での生活に特別な配慮を必要とする方のための避難所で、要配慮者とその家族の直接避難が可能です。指定福祉避難所となる施設を日頃から利用している方とその介助者が受入れ対象となります。

保護司

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した者や非行に走った者たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護における重要な役割を担っています。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。ひとり暮らし高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

生活と仕事の調和のことを指し、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

